

自己点検評価報告書

平成 27 (2015) 年 3 月

聖 泉 大 学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準1 使命・目的等	6
基準2 学修と教授	11
基準3 経営の規律と誠実性	43
基準4 自己点検・評価	56

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 聖泉大学の建学の精神と基本理念

本学の建学の精神は、昭和 60（1985）年に設立された学校法人聖隷学園聖泉短期大学のそれを継承し、キリスト教精神による全人教育に基づく「社会奉仕と地域貢献」という言葉で表現される。

法人の初代理事長長谷川保は、その生涯をキリスト教精神に基づく社会奉仕と教育振興に捧げ、学校法人聖隷学園を静岡県浜松市に設置した。そして「社会への奉仕の精神」を持ち、「高度な知識・技術を身につけ、地域社会に貢献する」人材を育成する教育機関として、滋賀県彦根市に英語科と商経科の 2 学科よりなる聖隷学園聖泉短期大学を設立した。

その後、より地域に密着した経営主体を得ることが必要となり、滋賀県内外の有識者を理事として、新たに学校法人聖ペトロ学園が設立され、平成 4（1992）年に名称を聖泉短期大学と改め、その経営を聖ペトロ学園へ移管した。この新法人への経営移管時に、滋賀県ならびに彦根市に協力を仰いだことから、キリスト教精神の引継ぎは緩やかなものとなったが、その精神は継承された。

一方、現代社会において顕在化してきた心の問題を研究し、「こころ」に問題を抱える人を理解し、支援する教育研究が必要であるとの認識から、法人は平成 15（2003）年に、人間学部人間心理学科の 1 学部 1 学科よりなる 4 年制の聖泉大学を設立した。それに伴い、聖泉短期大学を聖泉大学短期大学部に名称変更した。この時、基本理念を「キリスト教の精神に基づき、人間に対する理解と愛を深め、広く社会に貢献できる人材を育成すること」と定めた。

しかしながら、その後、大学設置に関わったキリスト教聖職者の撤退、さらには大学における宗教行事の廃止、授業における宗教科目の必修から選択への改編など、本学の基本理念が、大学の教育内容を十分反映しているとはいえない状態となり、この問題について、理事会、評議員会等で真剣に議論を重ねた結果、時代の変化や社会のニーズに対応する必要があるとの認識が深まり、平成 20（2008）年 8 月の理事会において、「本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに一般教養および専門教育を授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成すること」と聖泉大学学則（以下「学則」という。）を平成 20（2008）年度に遡り一部変更した。現在、この理念は全教職員に共有され、これに基づいて、本学の教育研究は展開されている（変遷表参照）。

2. 聖泉大学の使命・目的

本学の目的は、学則第 1 条に「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と定めている。

○看護学部看護学科

広く教養を身に付け、人間の一人ひとりの生命の尊厳と生き方に関する理解と深い洞察力を持ち、地域の環境や特性を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践を通して

積極的に社会に貢献できる人材を育成することを目的としている。

○人間学部人間心理学科

心理学を基盤として人間の発育・発達や心身の諸活動を捉え、自己理解と他者共感の力を養うとともに、科学的知識に基づいた実践力を発揮し、豊かで健康的に生き、併せて経済・経営の専門的知識やビジネススキルを獲得し、自らのキャリアを積極的に切り開き、社会に貢献できる人材を育成すること目的としている。

3. 聖泉大学の個性、特色

本学の教育理念は、「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する。」とし、看護学部・人間学部共に、人との関わりを大切にする学問領域であることから「人間理解」を主眼とした教育を行っている。この大学で学んでよかったと実感できる大学づくりを目標に地域に根ざし、地域から愛され地域に貢献できる大学づくりを目指しており、以下のことについて特に力を入れている。

(1) 地元で活躍できる人材育成

本学で学修した成果を就職へと繋げ、地域で活躍できるよう教職員一同努力しており、平成 27 年 4 月の県内の就職率は、看護学部は 87.8%、人間学部 73.8%と高い比率となっている。平成 24 (2012) 年度に文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された。平成 26 (2014) 年度までの 3 年間、地元企業・経済団体等と連携し、本事業は、「滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成（幹事校：京都産業大学）」として継続され、地域連携における発展型インターンシップを中心に事業を進めている。

(2) きめ細かな少人数教育の取り組み

本学は、規模が比較的小さい大学であり、その分学生と教職員さらに事務職員の距離が近いことが特徴である。教職員はもとより事務職員も、学生生活を有意義に行うために最大限学生をサポートしている。

学修の成果を高めるため、演習、実習などにおいて、少人数による教育を積極的に取り入れられている。実習での経験が重要となる看護学科などは少人数で実習を行うことによって一人ひとりの学生の達成度に応じて、きめ細かな指導を行っている。

(3) 積極的な地域との連携、地域への貢献

地域連携交流センターにより地域の歴史に根ざす特色ある公開講座を実施し、カウンセリングセンターにより地域に開放した形で、心の悩み相談、教育相談を行っている。彦根に所在する本学、滋賀大学、滋賀県立大学による 3 大学連携事業の推進などを通して、地域に根ざし、地域に親しまれ、地域に貢献する大学を実践している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学園の設立者でもある初代理事長長谷川保は、生涯をキリスト教の精神に基づく社会奉仕に捧げ、さらに教育の振興にも尽力し、学校法人聖隷学園を静岡県浜松市に設置した。

昭和 60 (1985) 年に滋賀県彦根市の要請により、長谷川保を理事長とする学校法人聖隷学園は、彦根市に社会奉仕と地域貢献を建学の精神とする聖隷学園聖泉短期大学を開学した。

平成 4 (1992) 年に、滋賀県内外の有識者による新たな学校法人聖ペトロ学園が設立され、その経営主体を聖隷学園から移管し、大学の名称を聖泉短期大学と改めた。

また、平成 15 (2003) 年には、全人教育という建学の精神に照らし、現代社会の大きな課題である「こころ」の問題を支援する教育と研究を目指して、人間学部人間心理学科の 1 学部 1 学科から成る聖泉大学を設置した。それと同時に、聖泉短期大学は聖泉大学短期大学部と改称された。また、大学の基本理念について、建学の精神を十分に尊重しながら「本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに一般教養および専門教育を授けるとともに、キリスト教の精神に基づき、人間に対する理解と愛を深め、広く社会に貢献できる人材を育成すること」と定めた。しかし、前述のような変遷を経て、本学の基本理念を見直し、平成 20 (2008) 年度より学則を「本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに一般教養および専門教育を授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成すること」と一部変更した。併せて、平成 22 (2010) 年度より、法人名を学校法人聖ペトロ学園より学校法人聖泉学園と変更した。

本学の年譜（大学に関する年暦はゴシック太文字で示す。）

昭和 59 (1984) 年 12 月	学校法人聖隷学園が設置する聖隷学園聖泉短期大学（英語科・商経科）の設置が認可される。
昭和 60 (1985) 年 4 月	学校法人聖隷学園が設置する聖隷学園聖泉短期大学（英語科・商経科）が開学
平成 2 (1990) 年 4 月	校舎の増築（第 1 期工事）
平成 3 (1991) 年 12 月	より地域に密着した経営主体とするため新学校法人、聖ペトロ学園の設立が認可される。
平成 4 (1992) 年 4 月	学校法人聖ペトロ学園に聖隷学園聖泉短期大学の経営を移管する（設置者変更）。学校名を聖泉短期大学に変更
平成 7 (1995) 年 4 月	聖泉短期大学英語科に教職課程を設置
平成 8 (1996) 年 4 月	新学科設置のための校舎増築（第 2 期工事） テニスコートを移設
平成 8 (1996) 年 12 月	聖泉短期大学に介護福祉学科、情報社会学科の設置が認可される。
平成 9 (1997) 年 4 月	聖泉短期大学に新たに介護福祉学科、情報社会学科を開設

聖泉大学

平成 13 (2001) 年 4 月	聖泉短期大学の商経科、情報社会学科に教職課程を設置
8 月	聖泉短期大学の英語科の学生募集を停止
平成 14 (2002) 年 4 月	企業マネジメント学科の設置が認可される。 聖泉短期大学に企業マネジメント学科を開設
平成 14 (2002) 年 12 月	商経科の学生募集を停止
平成 15 (2003) 年 4 月	聖泉大学人間学部人間心理学科の設置が認可される。 聖泉大学を開学し、人間学部人間心理学科を開設
6 月	聖泉短期大学を聖泉大学短期大学部に名称変更 聖泉大学短期大学部の情報社会学科の学生募集を停止
平成 16 (2004) 年 6 月	聖泉大学短期大学部英語科廃止
平成 17 (2005) 年 7 月	聖泉大学短期大学部商経科、情報社会学科廃止 グラウンド、サッカーコート、グラウンドゴルフ場、多目的 フィールドの完成
平成 20 (2008) 年 4 月	聖泉大学人間学部人間キャリア創造学科を開設 聖泉大学短期大学部情報コミュニティ学科開設 聖泉大学短期大学部企業マネジメント学科の学生募集を停止
平成 21 (2009) 年 6 月	聖泉大学短期大学部の企業マネジメント学科を廃止
12 月	学校法人聖ペトロ学園の名称を学校法人聖泉学園に変更 が認可される
平成 22 (2010) 年 4 月	聖泉大学短期大学部介護福祉学科の学生募集を停止 学校法人聖泉学園に名称変更
平成 23 (2011) 年 4 月	聖泉大学看護学部看護学科を開設 聖泉大学短期大学部情報コミュニティ学科の学生募集停 止
5 月	聖泉大学短期大学部介護福祉学科を廃止
平成 24 (2012) 年 3 月	聖泉大学短期大学部を閉学
4 月	聖泉大学人間学部人間キャリア創造学科を人間学部人間 心理学科キャリア創造専攻に再編 人間キャリア創造学科の学生募集を停止

2. 本学の現況

・大学名 聖泉大学

・所在地 521-1123 滋賀県彦根市肥田町 720 番地

・学部、研究科等の構成

看護学部 看護学科

人間学部 人間心理学科

・学部の学生数 平成 26 (2014) 5 月 1 日現在

学部・大学院等	学科等名	入学定員	編入定員	収容定員	在籍学生数				
					1年次	2年次	3年次	4年次	計
看護学部	看護学科	80	—	320	86	96	85	55	322
人間学部	人間心理学科	75	10	285	54	60	53	56	223
	人間キャリア創造学科	—	—	35	—	—	9	25	34
	小 計	75	10	320	54	60	62	81	257
合 計		155	10	640	140	156	147	136	579

・教員数 平成 26 (2014) 5 月 1 日現在

学部等		専任教員数 (現員)					
		教授	准教授	講師	助教	助手	合 計
看護学部	看護学科	7	6	7	8	9	37
人間学部	人間心理学科	7	4	6	2	0	19
合 計		14	10	13	10	9	56

・職員数 平成 26 (2014) 5 月 1 日現在

	正職員	嘱 託	パート (アルバイトを含む)	合 計
人数	23	1	5	29

Ⅲ 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

≪1-1の視点≫

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的は建学の精神に基づき、学則第 1 条において、「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と明確に定め、大学学則第 5 条第 2 項において、各学部教育目的を具体的に定めている。

【エビデンス集・資料編】

聖泉大学学則

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、学部ごとに簡潔かつ明確に学則において文章化されており、学則、大学案内、学生便覧、本学ホームページに簡潔な文章で具体的かつ明確に掲載されており、学内外に広く周知している。

【エビデンス集・資料編】

聖泉大学学則

聖泉大学案内

学生便覧

本学ホームページ（情報公開） <http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、今後も教育目的の意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を継続・維持するとともに、社会のニーズの変化を踏まえながら、絶えず使命・目的及び教育目的の検証を行い、必要に応じ見直していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、建学の精神と教育理念のもと、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成している。

本学の個性・特色は、(1) 地元で活躍できる人材育成、(2) きめ細かな少人数教育の取り組み、(3) 積極的な地域との連携、地域への貢献であり、本学ホームページや学生便覧などに詳しく掲載し、明示している。

【エビデンス集・資料編】

聖泉大学学則

学生便覧

本学ホームページ（情報公開） <http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

1-2-② 法令への適合

本学の教育目的は、学則第1条に「教育基本法及学校教育法に基づき」と謳われており、教育基本法及び学校教育法が示す大学の目的に沿ったものとなっている。

【エビデンス集・資料編】

聖泉大学学則

1-2-③ 変化への対応

昭和60（1985）年に学校法人聖隷学園聖泉短期大学が設立されて以来、現在の聖泉大学に至るまで、建学の精神を継承しながら、常に大学を取り巻く社会情勢、高等教育の動向の変化などを的確に把握しつつ、時代が求める人材育成を図るための教育の在り方や方向性について検討している。

平成19（2007）年に大学設置基準の改正に伴い、平成20（2008）年度に、学則第1条（目的）、第3条第2項（教育研究上の目的）を定めた。さらに、平成23（2011）年度には看護学部の開設にあたり、新たに設置する学部学科の教育目的の設定を行い、新しい時代の変遷に対応している。

【エビデンス集・資料編】

聖泉大学学則（平成20（2008）年4月1日施行）

建学の精神（学則の変遷）
理事会の議事録

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の適切性に向けて、個性・特色の明示、法令の適合性、社会のニーズへの対応について、常に社会情勢の変化等を踏まえた点検を行い、必要に応じて見直し等を実施する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は、学則に定めており、学則の制定及び改廃は、教授会、教育研究評議会で審議されることになっており、教職員の理解と支持を得ている。

また、学則の制定及び改廃は、教授会、教育研究評議会の審議を経て、学校法人聖泉学園が開催する理事会の承認を得ることとなっており、理事会役員の理解と支持を得ている。

【エビデンス集・資料編】

聖泉大学学則

聖泉大学教育研究評議会規程

聖泉大学看護学部教授会規程

聖泉大学人間学部教授会規程

1-3-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、入学式、卒業式などの式辞や挨拶などで役職者が言及しているほか、本学ホームページ、大学案内において説明し、周知徹底している。

【エビデンス集・資料編】

聖泉大学案内

本学ホームページ（情報公開） <http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

建学の精神に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を定めている。大学の目的を3つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に反映させるために教授会で検討し、教育研究評議会で決定している。また、平成22（2010）年度から5カ年計画で、「経営改善計画」を策定し、平成23（2011）年度には看護学部を開設し、新学部学科において、3つの方針を反映した教育課程を編成している。

【エビデンス集・資料編】

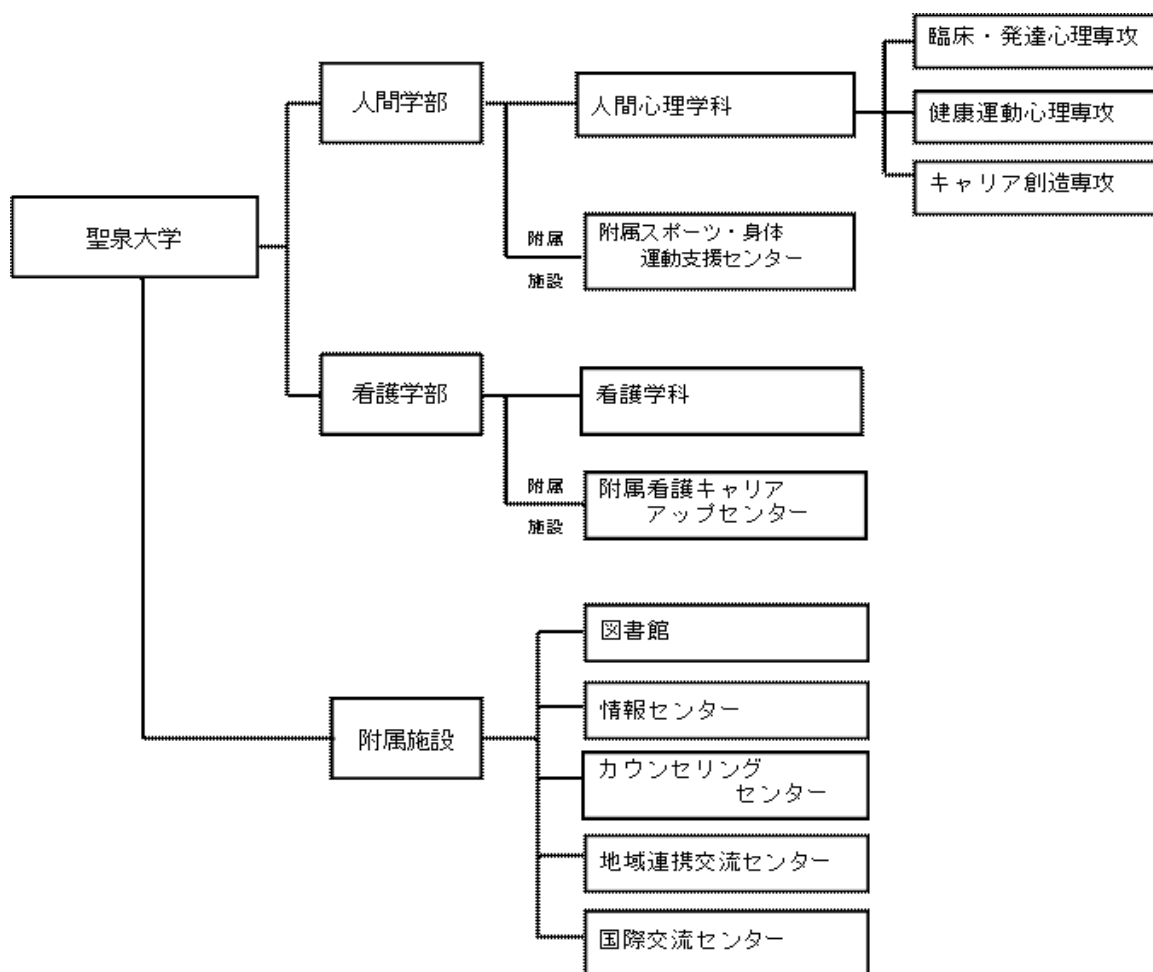
学校法人聖泉学園経営改善計画（平成 22 年度～平成 26 年度）

聖泉大学学則（平成 20（2008）年 4 月 1 日施行）

本学ホームページ（情報公開） <http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究組織は、看護学部（1 学科）、人間学部（1 学科）、全学共通組織である図書館、情報センター、カウンセリングセンター、地域連携交流センター、国際交流センターから構成されている。この構成は、本学の使命・目的及び教育目的を実現するためのものであり、その教育研究組織は使命・目的と整合している。本学の教育研究組織図を以下に示す。



(3) 1－3 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的を達成するため、学部において、社会情勢の変化、学生のニーズの変化をしっかりと把握し、3つの方針を絶えず点検していく。

次年度、本法人は30周年を迎える。将来を見据えた経営改善計画を平成27（2010）年度から5カ年で計画中であり、これを踏まえて、さらに改善・向上させる。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔かつ明確に学則において文章化され、3つの方針に反映されている。

使命・目的及び教育目的は、法令に適合しており、常に大学を取り巻く社会情勢、高等教育の動向の変化などを的確に把握しつつ、時代が求める人材育成を図るための教育の在り方や方向性について検討できる体制が構築されている。

また、使命・目的及び教育目的は、学則、大学案内、学生便覧、履修要項、大学ホームページなどにより、学内外に広く周知している。

経営改善計画を策定し、学長はじめ教職員が一丸となって取り組んでいるとともに、教育研究組織は、使命・目的と整合している。

以上のことから、基準1は満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

本学の教育目的に即した学生を受け入れるために、文部科学省の「大学入学者選抜実施要領」に基づき、学部学科ごとにアドミッション・ポリシーを明確に定め、本学ホームページ、入試要項などに掲載するとともに、オープンキャンパス、滋賀県内外で開催される進学相談会などでの入試要項配布などの広報活動のなかで、広く周知を図っている。

看護学部看護学科

看護学部のアドミッション・ポリシーは、「人々の健康と生活に関心を持ち、人々の健康で豊かな生活を支える知的探究心をもつ人物」「人との関わりの中で自己啓発し、自らの成長を目指す人物」「人々の健康段階に応じたケアをエビデンスに基づいて実践する力を身につける意欲に富んだ人物」「看護職者として、看護学の発展及び地域社会に貢献しようと努力する人物」を求めている。そのため、入学生には、国語、英語、生物Ⅰ、化学Ⅰ、数学Ⅰなどの基礎的学力を有し、柔軟な思考で洞察力の高い学生の入学を期待している。

人間学部人間心理学科

人間学部のアドミッション・ポリシーは、心理学を基盤とした「人間に対する深い理解と、その理解に基づく社会・地域貢献ができる人材」の育成を目指している。そこで、「身の発達と健康」、「豊かな対人関係の構築」、「自他の充実した生活づくり」、「地域のスポーツ・文化の発展・創造・継承」等の問題に関心を持ち、幅広い知識の習得に基づいた地域における実践活動に対して主体的に関わりながら勉学に励もうとする人を求めている。そのため、入学者にはこれらの基礎となる国語、外国語（英語）などの学習活動に真摯な態度で積極的に取り組んできた人を求めている。

【エビデンス集・資料編】

平成 26 年度大学入学者選抜実施要領 文部科学省通知

入試要項 2015（看護学部）

入試要項 2015（人間学部）

本学ホームページ（アドミッション・ポリシー） <http://www.seisen.ac.jp/nyugaku>

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学は、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を実施している。毎年入試方法及び入試制度について、入試委員会において、前年度の実績の分析結果を踏まえて、次年度の入試方法及び学生募集活動について検討した上で実施している。

看護学部看護学科

平成26（2014）年度は、①推薦入試（指定校推薦、公募制推薦）、②AO入試、③社会人入試、④一般入試、⑤大学入試センター試験利用入試を実施している。

- ①推薦入試（指定校推薦、公募制推薦）は、人格・識見に優れ、高等学校長に推薦された者で、与えられたテーマについて自分の考えを記述する小論文、テーマに沿ってグループ討議による面接を行い選考している。
- ②AO入試は、平成26（2014）年度から高等学校在学中の評定平均値3.0以上の者とするとし、与えられたテーマについて自分の考えを記述する小論文、自己推薦書に基づくプレゼンテーションにより選考している。
- ③社会人入試は、満21歳以上の者で社会人活動や社会人経験（家事・家業従事を含む）を有する者で、与えられたテーマについて自分の考えを記述する小論文、自己推薦書に基づくプレゼンテーションにより選考している。
- ④一般入試は、提示した課題を読み、その内容について指示に従い自分の意見を述べる小論文、テーマに沿ってグループ討議による面接を行い選考している。
- ⑤大学入試センター試験利用入試は、「国語（近代以降の文章）」、「英語（リスニングは含まない）」選択（「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「化学Ⅰ」「生物Ⅰ」から1科目選択）の配点、個人面接により選考している。

人間学部人間心理学科

平成26（2014）年度は、①AO入試、②推薦入試（指定校推薦、公募制推薦）、③スポーツ・地域活動推薦入試、④自己推薦入試、⑤一般入試、⑥大学入試センター試験利用入試、⑦社会人入試、⑧外国人留学生入試、⑨3年次編入学・転入学入試を実施している。

- ①AO入試は、平成26（2014）年度からAO入試の回数を6回から3回に減らし、書類審査（調査書）に基づき選考している。
- ②推薦入試（指定校推薦、公募制推薦）は、人格・識見に優れ、高等学校長に推薦された者で、与えられたテーマについて自分の考えを記述する小論文、個人面接を行い選考している。
- ③スポーツ・地域活動推薦入試は、平成26（2014）年度から「スポーツAO入試」を「スポーツ・地域活動推薦入試」に名称を変更し、人格・識見に優れ、高等学校長に推薦された者で、かつ競技スポーツに取り組んだ者又は地域活動に積極的に参加した実績のある者で、与えられたテーマについて自分の考えを記述する小論文、個人面接を行い選考している。
- ④自己推薦入試は、書類審査（調査書、自己推薦書）及び個人面接に基づき選考している。

- ⑤一般入試は、A方式（国語、英語）又はB方式（国語、小論文：与えられたテーマについて自分の考えを記述する）のいずれかを選び、選択した科目等の学力試験を行い選考している。
- ⑥大学入試センター試験利用入試は、2教科2科目に基づき、各科目得点を換算による評価点により合否判定を行っている
- ⑦社会人入試は、満 21 歳以上の者で社会人活動や社会人経験（家事・家業従事を含む）を有する者で、個人面接を行い選考している。
- ⑧外国人留学生入試は、日本語能力試験N2 以上、日本留学試験「日本語」200 点以上、J テストC級以上の日本語能力試験に合格、もしくは相当の能力があると判断された者又は日本語能力 2 級の認定を受けた者で、個人面接を行い選考している。
- ⑨3 年次編入学・転入学入試は、大学に 2 年以上在学、62 単位以上を修得した者、外国にいて、学校教育における 14 年以上の課程を修了した者等で、個人面接を行い選考している。

【エビデンス集・資料編】

入試要項 2015（看護学部）

入試要項 2015（人間学部）

本学ホームページ（入試案内） <http://www.seisen.ac.jp/nyugaku>

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 5 年間の 2 学部の入学定員及び収容定員の定員充足率は以下のとおりである。
平成 26（2014）年度以降、入学定員の充足率が減少しているが、過去 5 年間を見ると収容定員充足率が 92%～105%の範囲内であり、適切な学生受け入れ数を維持している。

■過去 5 年間（看護学部・人間学部の 2 学部）の定員充足率の推移

年 度	入学定員	収容定員	入学者数	在籍者数	入学定員充足率(%)	収容定員充足率(%)
平成23（2011）年度	155	400	146	376	94.2%	94.0%
平成24（2012）年度	155	480	146	453	94.2%	94.4%
平成25（2013）年度	155	560	159	516	102.6%	92.1%
平成26（2014）年度	155	640	137	579	88.4%	90.5%
平成27（2015）年度	155	640	125	592	80.6%	92.5%

看護学部看護学科

看護学部看護学科（入学定員 80 人）の認可申請を行い、12 月 24 日に認可、平成 23（2011）年 4 月より開設した。平成 23（2011）年度は、学生募集活動が出遅れたため、入学定員 80 人に対し、71 人が入学した。平成 24（2012）年度以降は、入学定員を充足しているが、平成 27（2015）年度は、75 人と未充足となった。この大きな要因は、後期試験合格者の歩留まり率が昨年より約 20%下がったことによる。過去 5 年間の定員充足率は、103.5%であり、適切な学生数を維持している。

■看護学科入学者の推移

区分	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
入学定員	80	80	80	80	80
入学者数	71	91	94	83	75
定員充足率(%)	88.8%	113.8%	117.5%	103.8%	93.8%

人間学部人間心理学科

過去 5 ヶ年間の定員充足率は、定員に満たない状況が継続している。平成 24(2012)年度の学生募集において、前年度入学者数 75 人から入学者数 55 人と大幅に定員を下回った。これまで課題としてきた推薦入学者数が減少し、特に指定校推薦による入学者が激減（28 人から 7 人に減）した。その要因として、①社会情勢の影響を受け、就職希望者が増加していること ②新たな競合大学・学部が増えたこと ③学部情報〔平成 24（2012）年度人間キャリア創造学科の学生募集を停止し、2 学科 2 専攻から 1 学科 3 専（臨床・発達心理専攻 25 人、健康運動心理専攻 25 人、キャリア創造専攻 25 人）の移行〕やオープンキャンパスの告知・発信ツールが不十分であったこと等が挙げられる。また、募集活動の効率・集約化を進めるあまり、一部のターゲット高校への依存度が高まり、新たなターゲット層に対するアピールが足りなかったことも要因の一つと考えている。

このような反省を踏まえて、人間学部入試委員会の下での募集イベント検討委員会において、今までの学生募集活動を総括し、大幅な減となった原因と今後の募集活動の方向性と改善点について検討した。さらに学生募集体制を見直し、上述の募集イベント検討委員会を廃止し、新たに人間学部広報委員会を立ち上げ、平成 25(2013)年度に向けた人間学部の学生募集対策として、新たな方針として、①高校訪問の拡大、②オープンキャンパスの内容と集客方法の充実、③学部情報の整理と発信を策定し、教職員は一丸となって、入学者数の増加に向けて取り組んだ。その結果、平成 25（2013）年度は 65 人と若干増えたが、平成 26（2014）年度の入学者数は 54 人、成 27 年度（2015）年度の入学者数は、50 人と低迷を続けている。

■人間心理学科入学者の推移

区分	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
入学定員	75	75	75	75	75
入学者数	75	55	65	54	50
定員充足率(%)	100.0%	73.3%	86.7%	72.0%	66.7%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

看護学部看護学科

平成26（2014）年度の定員充足率が117.5%と過去最高となり、具体的な職業及び資格取得が大学選びに大きく影響していると考えている。オープンキャンパス、滋賀県内の高等学校への訪問などで、学科の特色や魅力を伝えている。また、出前講義などにおいて看護師・保健師について分かりやすく説明し、理解を促している。

平成27（2015）年度の入学者数が75人となった大きな要因は、後期試験合格者の歩留ま

り率が昨年度に比して約20%下がったことによるが、今後とも定員未充足にならないよう定員確保に努める。

今後は、看護学部においては、近隣に競合校が増加していることから、ブランド力を高めるため、「心理に強い看護師・実践力の高い看護職の育成」を掲げ、人間学部と相乗効果が生まれると同時に人間学部の活性化につながっていくものと捉え、改善・向上の一層の充実とその周知を図り定員充足に努めていく。

人間学部人間心理学科

入学者数は、平成25（2013）年度に増加に転じたが、その後、入学定員の確保は厳しい状況が続いている。積年の課題（定員未充足）からの脱却を如何に克服するかが、今後の重要な課題と考えている。ここで、受験生及び入学生にとって魅力ある学科として入学者数を増やすことに資する改革に取り組んでいる。

人間学部将来構想を検討し、実施に移すため、平成25年度以降3専攻制の見直しを含めた心理学をベースとしたカリキュラム改革に向け検討を行っている。具体的には、心理学を中心としたカリキュラムへの再編、徹底したカリキュラムのスリム化、アクティブラーニングを中心とした学びの体系化、特別プログラムの開設を定め、実施目標28年度におき3専攻長が中心となり、実施へ向けて鋭意、取り組んでいる。

オープンキャンパスは、短時間で内容が濃く、心理学を身近な現象として説明するプログラムを提供したこと、教職員が可能な限り、来校生とコミュニケーションを図る場を設定したことなどの対策に取り組んでいく。

さらに、人間学部は、従来事務職員中心で担当していた高校訪問を看護学部同様、人間学部教員も担当することにより、心理学の魅力や学生への指導状況など現場に近い声を高校教員に届けることとした。高校訪問は県内重点高校を中心とするほか、県外にも訪問数を大幅に増やし、県内外での学生確保の拡大を目指す。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の目的は、学則第1条に「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と明記している。この目的を達成するため、学則第5条第2項第1号に人間学部の研究の目的、学則第5条第2項第2号に看護学部の研究の目的を定めている。看護学部看護学科、人間学部人間心理学科は、各学部の教育目的を踏まえて、カリキュラム・ポリシーを策定し、学部学科の教育課程を編成している。

また、カリキュラム編成を明確にするため、全授業科目についてシラバスを作成している。シラバスの内容は、授業の概要、授業のねらい、授業の到達目標、授業スケジュール、履修要件、成績評価の方法・基準、教科書・テキスト、参考書、授業外学習の指示（準備学習等に必要な時間含む）、オフィスアワー、担当教員からのメッセージ、担当教員の連絡先となっている。シラバスは、本学ホームページに公開するとともに、シラバス冊子体を学生に配布している。

【エビデンス集・資料編】

看護学部カリキュラム・ポリシー

人間学部カリキュラム・ポリシー

本学ホームページ（授業計画） <http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

看護学部看護学科

【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

教育方針の下に、教養科目においては人間、健康、生活、社会・地域に対する理解を深め幅広い教養を身につけることを目標とし、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を学習内容としている。専門科目群では、「人間の心身と健康障害の理解」、「健康生活を支えるための看護」を目標として、人間のライフステージ・ライフサイクルに応じた看護を実践的に学べるようにしている。また、看護の本質である健康で豊かな生活を探求するために、生活者としての対象者を看護の視点からアセスメントする能力を身に付け、臨地実習において、その理論・技術の統合を図る。さらに、卒業研究に取り組むことにより、研究活動の基礎的能力の育成も視野に入れて教育課程を編成する。

教養科目の編成と特色

教養科目では、看護の対象者のニーズを把握できる感性を培い、その対象者を生活者の視点で捉え、全体像を把握する基礎的な知識を身に付ける。そのため人間性の涵養、人間、健康、生活それを取り巻く社会・地域を理解し、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を学習内容として、科目区分を「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎」「語学」「保健体育」の5区分とし、必要となる科目を配置している。

①「人間の理解」

看護は、人間を対象とする専門職であるため、人間の生命の尊厳と生き方、特に人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の育成のための科目を配置している。

②「社会・地域の理解」

人間を取り巻く社会・地域を広い視点で学び、地域の特性や環境、現代的課題を認識するための科目を配置している。

③「科学的思考の基礎」

看護学に必要な科学的思考に基づく判断力、応用力の基礎的能力の育成のための科目を配置している。

④「語学」

今後、国際的に活動を期待される看護職者として必要となる基本的な外国語の科目を配置している。

⑤「保健体育」

看護職者として健康を高める考え方から健康づくりの方法として、運動の実践による体力向上を理解するための科目を配置している。

専門科目の編成と特色

専門科目は、看護に必要な対象者の理解、看護学の理論と技術、そして実践を統合できる教育内容として位置づけ、看護師・保健師学校養成所指定規則の教育内容を踏まえた上で、基礎から実践まで、年齢層や地域特性も考慮して、学生が看護学を実践的に学べるよう講義・演習・実習を体系的に学習することで人材育成の目的を達成できる科目とした。

専門科目は、「人間の心身と健康障害の理解」「健康生活を支えるための看護」の2区分とし、「人間の心身と健康障害の理解」は、人間の構造と機能を健康な視点から理解し、また、人間の健康を支えるために必要な人間性や深い洞察力を養うため、心理学関連の科目を多く配置している。さらに健康障害、健康と社会を医学的、統計的に理解するため、必要な科目を配置している。「健康生活を支えるための看護」は、地域のニーズを踏まえ、看護学の基礎的概念から地域の疾病状況や健康ニーズなどを分化的に学ばせるため、「基礎看護学領域」「臨床看護学領域」「地域・家族・生活看護学領域」とした。そして、その理論・技術の統合を図るため、「臨地実習」及び「卒業研究等」を加え5領域として必要となる科目を配置している。

①人間の心身と健康障害の理解

「人間の心身と健康障害の理解」は、正常な人体の構造と機能を理解する科目や、看護に係る疾病・障害の基礎を学習する科目を配置している。また、看護に必要な人間の心を理解する科目や、保健医療福祉に関する状況について広く学び、健康問題を社会や生活者の視点から理解し、地域看護への理解を深める科目を配置している。

②健康生活を支えるための看護

「健康生活を支えるための看護」は、「基礎看護学領域」「臨床看護学領域」「地域・家族・生活看護学領域」「臨地実習」「卒業研究等」の5領域としている。

(ア) 基礎看護学領域

人間を総合的に深く理解し、人々の健康生活を支えるための基礎看護学領域を構築する。看護の概念・健康の概念・人間と環境との相互作用について探求するため、看護学全般の基礎理論の学びの科目を配置し、エビデンスに基づき各看護領域に共通する基礎看護技術を習得するための科目を配置している。

さらに看護実践能力を高めることを主眼に科学的思考、判断力、看護アセスメント能力を育成する。また、災害時に必要な技術、心のケアを学ぶ科目や看護職者に求められる生死観を育み、知識・技術について理解する科目を配置している。

(イ) 臨床看護学領域

壮年期及び老年期の対象者の健康生活を支える看護活動を理解し、展開する能力を身につけるための科目を配置している。また、精神障害における精神の健康増進のための基礎的な知識・技術を身につけるための科目を配置している。

(ウ) 地域・家族・生活看護学領域

看護の対象となる子どもの成長発達や母性の特性、母子を取り巻く家族と社会を理解し、対象者への健康生活を支える看護活動を展開する能力を身につける必要がある。そのため、対象者の正常と異常の妊娠・出産・産褥及び新生児について学ぶ。そして、小児の発達段階に応じた日常生活の援助及び慢性疾患、急性疾患、発達障害をもつ小児の援助、その家族への看護援助の知識・技術を身につける科目を配置している。また、母子や家族のライフサイクル各期の発達に応じた健康問題を理解し、健康生活を支援できる科目を配置し、地域看護、在宅看護への発展も視野に入れている。さらに保健行政を踏まえ地域で生活する人々とその家族を対象に実践的な看護ができることを目的に在宅での看護実践、看護技術を身につける科目を配置している。

(エ) 臨地実習

臨地実習は、まず、学生の看護への動機付け及びモチベーションの向上のため、1年次前期に早期体験学習として1週間の臨地実習を行う。また、今まで学んだ理論・技術を実践するため、2年次後期にも2週間の実習を実施する。そして、3年次後期から4

年次前期の間に実際の臨床現場において活躍できる看護実践能力、特に看護アセスメント能力を身に付けることを目的として、分野別の臨地実習を行う。

(オ) 卒業研究等

これまで学んできたすべての看護領域から看護学の概念の再構築を行う。

看護学部 教育課程

4年次	専門科目 基礎看護学	臨地実習		卒業研究	教育実習
3年次		専門科目 臨床看護学	専門科目 地域・家庭・生活 看護学	臨床実習	教養科目
2年次					
1年次					

【教授方法の工夫・開発】

①看護実践力を育成する教育プログラムの設定

看護学部は、「使命感、倫理観を備え、多面的な視野で人間の全体像を理解し、看護の基礎能力、自己研鑽・研究能力を身につけ、地域住民の健康と生活支援に幅広く貢献できる看護職者」を卒業時の目標とし、学年ごとに到達目標を定めている。入学当初から様々な看護専門領域の教員が、講義、演習、実習に関わり、また、看護実践現場で活動している外部講師の講義も取り入れることで、現場を意識した教育プログラムとなっている。医療機関、訪問看護ステーション、高齢者施設、保育園、保健所、保健センターなど、様々な看護実践の場における看護について、4年間で学習する。

②少人数教育の実施

- ・1年次から4年次まで担任制をとっている。常に相談できる教員が身近にいる。
- ・小グループにベッドがあり、それぞれの看護技術演習には多くの教員が関与している。ひとつ一つの技術を確実に習得するために、授業時間以外にも教員がついて行う。
- ・5, 6名を1グループとして、1グループごとに教員が付いて病院や老人ホーム（訪問ステーションはさらに少人数）で臨地実習を行う。
- ・講義形式の授業に加えて、看護過程の展開には多大な時間をかけており、個人ワークの指導も十分に行っている。基礎 その他領域の特徴を生かした看護過程展開も同様である。
- ・3年次から始まる卒業研究ゼミは、小グループでまた個別に教員と卒業研究に必要な知識の習得から研究の実際を学ぶ。地域統合実習もゼミ単位で行っており、学生個々のテーマに基づいた実習を目指している。

③初年次教育の実施

入学直後からスタートする導入講座を実施している。講義形式の授業とともに、小グループでの演習を中心に行っている。大学生活に早く慣れて、学業やクラブ活動、アルバイト、社会参加など充実させるためのゼミとしている。初めての大学生活で教員と一緒に考えたり教わったり、また仲間と学びあう楽しさを実感できる。

④キャリア教育の充実

開設当時から新入生に対し、入学時直後の施設見学、導入講座を取り入れている。施設見学はアーリーエクスポージャーとして、これから看護を学ぶ新入生の学習の動機付けとして意義がある。また、導入講座は、大学生における学びの特徴、授業への取り組み方や図書館の利用、レポートの書き方、プレゼンテーションの方法など大学生として必要な事柄を全体講義とゼミ形式の演習によって学んでいる。これらの効果は大きく、その後の学習への導入をスムーズにしている。

人間学部人間心理学科

【教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成】

人間心理学科では、教育目的を達成するために、以下のような教育課程を目指している。臨床・発達心理専攻は、心理学の基礎学力を習得し、人間関係能力の知識とスキルを体得することにより、他者を理解し支援ができる人材を育成するための教育課程を編成する。健康運動心理専攻は、心理学を活用し、身体的活動を効果的に取り入れることにより、他者とのかかわりの中で、運動やスポーツを主体的に楽しみ、健康的で充実した生活を創造できる人材を育成するための教育課程を編成する。キャリア創造専攻では、人間行動や社会現象を心理学的手法による分析と活用の技術を獲得し、他者とのかかわりを通して、人間社会の中で活躍できる人材を育成するための教育課程を編成する。

このような育成すべき人材像に基づき、学部共通科目と専門科目で基本的な教育課程を編成している。学生が多様な価値観や心の存在を理解できるよう、これまでに見い出されてきた心の法則や人間行動の客観的な捉え方、現代社会での複雑な人間関係の問題について考える科目が、それぞれの科目群の中で展開されている。

また、学生一人ひとりの個性を尊重し、自己表現能力を高め、自己のキャリア設計の確立を具体的な体験として促し、自分に適した社会での生き方や活動していく方法を自ら発見させ、スキルとして習熟させる目的の科目も設定されている。実習・演習科目だけでなく、講義科目においても心理学関連の科目からコンピュータによる情報活用科目まで、人間関係のつながりを重視した、幅広い知識の習得と社会貢献を可能とする多彩なカリキュラムが編成されている。

3 専攻の教育課程は、基本的に以下に記載しているような流れにしたがって年次ごとに各科目群が配置されている。

人間学部 教育課程

4年次	専門特別科目	特殊演習・ゼミ・卒論			教育実習
3年次		専門科目			教職科目
2年次	専門基幹科目		教養科目	キャリア教育科目	
1年次		専門基盤科目	リテラシー科目		

1 年次では、外国語科目などのリテラシー科目群（11 科目）、キャリア教育科目群（10 科目）、教養科目群（20 科目）、専門基盤科目群（5 科目）を配置し、大学生としての基礎的な知識を身につける。2 年次から 4 年次にかけては、専門基幹科目群（17 科目）、学科専門科目群（50 科目）、特殊演習・ゼミ・卒論科目群（6 科目）を履修しながら、専攻の特別科目群（25 科目）を履修できるように配置し、学年の進行に伴って段階的・系統的に専門的な知識・技能を順次修得していけるように編成している。

【教授方法の工夫・開発】

①アクティブラーニング型授業

アクティブラーニングにおける主体は、教員でなく学生である。教員が一方的な講義形式から、学生が主体の双方向的、多方向的な授業形式へシフトさせることで、授業時間が学生にとってより深い学びの機会となる。学生の能動的な学びを促すため、多くの科目でアクティブラーニングの手法を取り入れた授業を行っている。

学校心理学では、3 つの視点を持った学生が一つのグループになるよう、グルーピングを行い活発な討論が展開している。プロジェクト演習（PBL）やキャリア教育科目は教室外のアクティブラーニングも積極的に取り入れている。

②課題解決型学習（PBL）

人間学部では、2 年次に「社会人基礎力養成演習 A B」を開講している。受講生が社会・地域の課題解決を目指して、主体的に「課題分析」「活動計画の策定」「活動に参画」「活動報告」することを通して、社会人基礎力を身に付けることを目標としている。2 つのプロジェクトを設けている。「子育て・子育て支援」プロジェクトでは、「子ども会活動の支援」「放課後児童クラブの支援」を実施している。「地域活性化」プロジェクトでは、「彦根市の活性化（彦根ユネスコ協会）」を実施している。

③サービスマーケティングの実施

人間学部のキャリア教育科目である「キャリアデザイン A（1 年必修）」では、NPO 法人やボランティア団体等の活動に参加している。「キャリアデザイン C・D（2 年必修）」では、地域の方に学びの場を提供する「聖泉 CLC セミナー」の企画運営を行っている。また、地域で開催される彦根七夕まつり、稲枝サマーフェスタ等に学生が参加し、運営を

サポートすることで、日ごろの学びを活かしている。

さらに、健康運動心理専攻では、学生と教員が地域の自主グループの体力測定や健康増進や介護予防のための運動に関する支援を行っている。

【エビデンス集・資料編】

平成 26 (2014) 年度履修要項 (看護学部)

平成 26 (2014) 年度履修要項 (人間学部)

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

看護学部看護学科

看護に必要な「対象の理解」には、心理学概論や人間関係論等の心理系科目が役立つと考えられるが、看護学部のカリキュラムは指定規則に縛られることや1年間にわたる臨地実習があるため、時間割が過密になる。このことから、看護学部、心理学部の両学部をもつ大学は多くあるが、まだこのような取り組みは行なわれていない。しかし、関連領域における学習内容の重複や科目毎の時間数の見直しなどにより、心理系科目を取り入れることが可能である。そのため、看護学部のカリキュラムに心理系科目を多く取り入れることを看護学部の特徴と位置付け、カリキュラムの検討を行なう。

人間学部人間心理学科

学長のもと人間学部将来構想委員会を立ち上げ、3 専攻制の見直しに着手し、カリキュラムの再編成等について検討を重ねているところである。これまで臨床心理学および発達心理学を中心かつ前面に押し出す形で学生募集をしてきた。しかしながら、既述の通り専門性の高い学問であるという分野イメージと本学を志望する学生の学力、学習習慣がマッチしないため受験者数の確保が困難な状況になっている。今後5年間は、現代社会の産業界で生きる心理学領域の学びをこれまで以上に充実させると同時に、地元企業とのタイアップを積極的に行うことで、産業心理学系の科目をこれまで以上に充実させる。また、卒業年次にアクティブラーニング型の「プロジェクト演習」(必修化)に向けて検討に着手した。小規模学部においては、こうしたアクティブラーニング形式の授業の導入は大きなメリットとなると考えている。心理系学部において高次のアクティブ・ラーニング科目を必修化している例は見当たらず、学生募集の上でも差別化のポイントになると考えており、積極的に打ち出していきたい。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

大学の教育研究支援のための事務体制としては、総務経理課、教務課、学生課、庶務課、情報センター、図書館がある。各課の業務は、事務分掌に明記されており教育研究活動を支援している。

教育支援の事務体制は、主として教務課の事務職員が担っており、入学時のガイダンス、学生への履修登録や授業時間割の編成、教育実習手続、キャリア教育やインターンシップなどの教育支援を行っている。また、学生課（学生生活担当）は、課外活動や奨学金に係る事務を行い、さらに、就職支援の事務体制は、学生課（就職担当）が担っており、具体的な就職活動において個人面談、各種プログラムをとおして教育支援を行っている。

研究支援の事務体制は、主として教務課が担当しており、総務経理課と連携しながら科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等の申請等に関する事務、学内共同研究費の配分・管理、教員の研修出張などの研究支援を行っている。

図書館では、情報収集、整理などがスムーズに行われるよう利用者（教職員・学生等）の便宜を図っている。また、看護学部为国家試験対策などを踏まえ、図書館の開館時間を平成 26 年 7 月から 21 時まで延長した。

情報センターでは、情報教育に関し情報関連機器の管理、教務システムの運用・管理などの教育支援を行っている。

一方、教育研究評議会、自己点検認証委員会、入試委員会、FD委員会、研究倫理委員会、教務委員会、学生委員会、附属施設の委員会などには、事務職員が構成委員、または陪席として出席し、教職員の共通理解、情報を共有することにより、教育研究に関する決議事項について、速やかに事務対応できるよう体制を整えている。

授業支援としては、学生に対して、インターネット上にキャンパスアベニューを開設し、休講、臨時休講（台風等の警報）、補講、履修登録など教務情報を提供している。

また、看護学部及び人間学部においては、クラス担任制を置いており、退学、休学、授業に関することなど学生生活全般にわたって相談できる窓口となっており、大きな役割を果たしている。その他、全学の学生の相談窓口として、オフィスアワーを置き、学修の問題から学生のさまざまな相談に当たっている。

心的支援については、附属施設のカウンセリングセンターを中心に面談相談を行っている。

学修支援及び授業支援に対する学生の意見の汲み上げとして、授業評価アンケートを実

施している。授業評価アンケートの結果は、科目担当教員、学長、副学長、学部長にフィードバックし、教育方法（内容）の改善につなげている。

本学においては、TAの制度は導入していない。演習科目においては、複数のクラス編成による少人数制の授業を実施している。また、複数の教員が担当することにより、学生への指導を充実させる工夫をしている。

【エビデンス集・資料編】

クラス担任一覧

平成26年度聖泉大学退学者・除籍者数の追跡状況（看護学部・人間学部）

平成26（2014）年度履修要項（看護学部）

平成26（2014）年度履修要項（人間学部）

カウンセリングセンター利用状況

聖泉大学図書館利用手引

授業評価アンケート（様式）

授業評価アンケート集計結果

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究の支援については、教員と職員が協働していくよう支援体制をとっており、少子化の中、時代に対応した教育研究環境の整備を図り、さらに連携を深め、取り組んでいく必要がある。

授業における出欠確認については、実施できるようなシステムの導入について検討を行う。さらに、出欠情報と成績情報の一元化を目的として、学生及び教職員のコミュニケーションを強化する学生ポートフォリオを導入するとともに、積極的な学修支援及び退学者、休学者及び留年者の抑制につなげていく。

さらに、学生の自主学修を支援するため、図書館だけでなく、教室の空き時間を含め、学生自習室の利用拡大に取り組んでいく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位認定、卒業認定については、学則第 36 条、第 42 条に定められており、厳正に適用されている。また、卒業までに身につける力を「ディプロマ・ポリシー」として看護学部、人間学部ごとに定めている。

成績評価の基準は、履修要項に定められているとおり、「S」（100～90点）「A」（89～80点）「B」（79～70点）「C」（69～60点）で行っており、評価は100点を満点とする評点によって行われ、60点以上を合格、それに満たないものを不合格とする。

単位認定は、所定の授業を履修した場合は、試験等を行い、成績を合算して合格した者に単位を与え、所定の単位を修得した者については、看護学部、人間学部の各教授会で厳正に判定し、学長が卒業を認定する。

看護学部看護学科

成績評価は、原則として学期ごとに実施される定期試験によって行われる。原則再試験は行わないが、担当教員の許可が得られれば再試験を実施することがある。定期試験の受験資格は、原則として、当該科目の授業時数について70%以上の出席を要する。

進級については、単位の修得状況などによって進級できない場合がある。具体的には、1年ごとに、必修科目が3科目以上取得できない場合には進級ができないことがある。学年ごとに進級認定会議を行い判定する（看護学部規程第10条）。また、3年次前期までの専門科目をすべて単位認定されていない場合は、看護学実習の履修ができない。

GPA制度については、学生の学修に係る成績評価をより明確にする制度である。授業に対する学生の意識を高め、学期ごとに学修及び学修指導に役立てている。

キャップ制については、学修すべき授業科目を精選し、十分な学修時間を確保し、一つひとつの授業に集中させるために、1年次前期の履修登録基準値を23単位とする。以後、当該学期のGPAによって上限単位を定める。ただし、この制度の適応は3年次前期までとする。

卒業要件は、4年以上在学し、所定の要件に沿って必要な130単位を修得した場合、卒業となり、学士（看護学）の称号が与えられる。

人間学部人間心理学科

成績評価は、原則として学期ごとに実施される定期試験によって行われる。再試験は行わない。定期試験の受験資格は、原則として、当該科目の授業時数について70%以上の出席を要する。

進級の明確な基準が定められていない。重要な必修科目に前提条件や前提科目を設定することで、進級制度に類似した仕組みがあり、オリエンテーション、各学期の履修登録をとおして、担当教職員によって適切に指導を行っている。

キャップ制については、多くの授業を履修しすぎて、どれも中途半端になることがないよう、一つひとつの授業に集中させるために、前期、後期のそれぞれにおいて、履修登録できる単位の上限を平成22年度入学生から毎学期に登録できる単位の上限は、24単位とする。単位互換制度により他大学で取得した卒業要件に含まれない科目の場合は、24単位の上限を超えることができる。

卒業要件については、4年以上在学し、所定の要件に沿って必要な124単位を修得した場合、卒業となり、学士（人間心理学）の称号が与えられる。

【エビデンス集・資料編】

看護学部ディプロマ・ポリシー

人間学部ディプロマ・ポリシー

聖泉大学看護学部規程

聖泉大学人間学部規程

聖泉大学看護学部履修規程

聖泉大学人間学部履修規程

平成26（2014）年度履修要項（看護学部）

平成26（2014）年度履修要項（人間学部）

本学ホームページ（ディプロマ・ポリシー） <http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業認定については、学則、学部規程、履修規程、履修要項に沿って円滑に実施されており、今後も適切に学修に関わる規程を運用するとともに、必要に応じて規程の見直しを行う。

人間学部では明確な進級制度の導入が行われていないため、成績評価に基づく進級（2年次から3年次）基準の厳格な適用について検討を行う。

GPA制度の活用について、卒業要件として単位取得だけでなく、卒業基準として、入学時から通算のGPAの基準値を定め、その基準値を下回った場合は卒業を認めないなどGPAの活用法など、GPAの導入に向けて検討している。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

人間学部人間心理学科

平成21（2009）年度に、本学の「NPO・地元企業と連携した地域力循環型キャリア教育プログラム」が文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業」に採択されたのを機に、若者の社会的・職業的自立を促す教育プログラムを継続して展開している。このプログラムでは、「挑戦力の育成」「人材の地域還元」をテーマに「市民活動体験や「学びのフリーマーケット聖泉CLCセミナー」などをコアプログラムとした4年間の総合キャリア教育アプローチを作成し、学生自身の社会人基礎力の向上と地域住民の生涯学習の機会を提供してきた。

滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成として、文部科学省「平成24年（2012）年度産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択され、2つのテーマ部会（①PBLを契機とした主体的な学びの確立、②産業界等との連携ならびに

実施推進体制)に所属し、2014年度までの3年間、地元企業・経済団体・地域団体と連携し、教育の質の向上および産業界・地域・大学との連携教育を推進してきた。

さらに、文部科学省「平成26(2014)年度産業界のニーズに対応した教育改善・充実支援体制事業【テーマB】・インターンシップ等の取組拡大」では、滋京奈地域の11大学が経済団体・企業・NPO法人等と連携しアクティブラーニング型の「社風発見インターンシップ」を実施している。

また、人間学部においては、ジョブポリシー「地域教育をととして、地元企業に夢を与える人材、地域社会を担う人材を育成する」が設定されている。このジョブポリシーに基づき、学生の社会的・職業的自立を図るため、学部教育カリキュラムのなかに、キャリア教育関連科目が以下のとおり、配置している。

(平成26年4月)

科目区分		1年生		2年生		3年生		4年生			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
キャリア教育科目 ジョブポリシー	キャリアデザイン科目	キャリアデザインA		キャリアデザインC	キャリアデザインD	就職活動					
	必修		必修	必修							
	キャリアアップ科目									キャリアアップ演習A	キャリアアップ演習B
										選択必修	選択必修
										ジョブメソッドA	ジョブメソッドB
					選択必修					選択必修	
インターンシップ科目			インターンシップA	インターンシップB	インターンシップA	インターンシップB					
コミュニケーション・プレゼンテーション科目		基礎ゼミA	基礎ゼミB	基礎ゼミC	基礎ゼミD						
		必修	必修	必修	必修						
進路支援	ガイダンス等					個人面談・個人相談・ガイダンス・セミナー		個人面談・個人相談			
	資格取得支援	資格取得支援講座									
他科目	リテラシー・教養	リテラシー科目・教養科目・専門科目									
	専門科目群					専門演習					
		学生生活支援									

まず、1年次に「キャリアデザインA」を必修とし、地域の市民活動団体の取材、実践活動を地域の方とともにこない、大学初年次における利他的マインドを有する人物のロールモデル獲得を目指している。2年次には「キャリアデザインC・D」を必修とし、地域の方を招いた講座を企画・運営(聖泉CLCセミナー)を通して、企画力やコミュニケーション力、創造力、行動力等を育成している。3年次は選択必修とし「キャリアアップ演習A・B」では、滋賀県中小企業家同友会の例会への参加や滋賀湖東湖北4大学の合同合宿、インターンシップカフェを企画・運営等を通じて、経済活動の現状や社会人の視点にふれる機会を持っている。「ジョブメソッドA・B」は、平成26年度に新設し、彦根商工会議所や滋賀県中小企業家同友会の協力を得ながら、地域で暮らし働く若手社会人と交流を持ち、実践にむけて自らの「働き方や」「しごと」に対する考え方を確立している。

「インターンシップA・B」は2年次からの配当とし、地域の自治体・企業・団体・福祉法人等において1～4週間の実習をおこなっている。インターンシップカフェを事前・事後の発表の場とし、産業界や地域に公開し社会人と意見交換をするなど、他のキャリアアップ科目と相互連携している。また、今年度より大学連携・アクティブラーニング型の「社風発見インターンシップ」を実施している。

人間学部では、キャリア教育を通じて大学と地域社会・産業界等との関係構築に力を入れている。シラバス作成から授業運営まで、産業界・自治体・商工会議所等の意見を取り入れながら、産業界GPグループ会議等において協議を行ない、学年進行に合わせた系統的な学習内容を保障できるよう指導体制を整えている。

これらのキャリア教育の他、進路支援体制として、進路指導委員会で検討され、学生課が中心となって、外部講師を活用した就職活動の実態に沿った実践講座を開催している。具体的には、就職活動を始めるにあたっての心構えなど基本的な姿勢・態度の習得、就職活動の流れや仕組みなど基礎的知識の習得、就職活動に必要なコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の育成、履歴書・エントリーシートの書き方など就職活動に必要なテクニックの習得などをベースにおきながら、就職活動に向けた実践力の向上を図っている。

看護学部看護学科

看護学科の教育課程は、卒業に要する単位取得が看護師・保健師それぞれの国家試験受験資格の取得につながっている。平成27（2015）年度に就職した者のうち看護師又は保健師としての就職者が89.0%を占めていることから、ほとんどの学生は、教育課程内での教育が卒業後の病院等の就職先に直接結びついているといえる。

看護学科の教育課程は、看護師保健師学校養成所指定規則に基づいた教育課程となっており、キャリア教育に特化した科目は配置していない。しかし、看護職という専門職業人を育成する点でいえば、看護の専門科目のほとんどがキャリア教育を意識した内容となっている。

臨地実習は、5、6名を1グループとして、大学が所在する地域を中心に滋賀県内の病院や福祉施設、訪問看護ステーションなどの協力を得て、臨床指導者と教員によるきめ細やかな実習指導により、1年次からいち早く臨地実習を行うことで看護実践力の充実に図っている。

1年次 (前期)	2年次 (前期)(後期)	3年次(後期)～4年次(前期)	4年次 (前期)
基礎看護学実習Ⅰ	老年看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ	成人看護学実習Ⅱ 老年看護学実習Ⅱ 母性看護学実習Ⅱ 小児看護学実習Ⅱ 精神看護学実習Ⅱ 在宅看護学実習Ⅱ	地域看護学実習※ 地域統合実習

注) ※保健師希望のうち選抜30名のみが実習する。

1年次前期に、看護への動機つけのため、早期体験学習として基礎看護学実習Ⅰ、2年次には、看護過程の展開を中心とした基礎看護学実習Ⅱを行う。3年次後期から4年次前期には、地域の中核病院・専門病院、高齢者施設、訪問看護ステーションなどで臨地実習を行い看護アセスメント能力、看護実践能力を養う。

教育課程外では、資格取得のための支援として、学生委員会の下に国家試験対策講座、国家試験模擬テストや個別相談を実施している。併せて、国家試験の受験申請手続き、受験会場への移動や宿泊等の支援、学生のサポートを行っている。

また、看護学部では、多くの求人数のなかで、医療機関が設ける奨学金制度について、入学時又はオリエンテーションの際、個別相談会を開催しており、多くの学生が病院等から奨学金を受けて、早い段階で就職先を決定している。

【エビデンス集・資料編】

聖泉大学 地域力循環型キャリア教育プログラム報告書〔平成27（2015）年3月〕

卒業後の進路先状況

就職ガイドブック

人間学部 能力を評価する適正検査（PROG）

（3）2-5の改善・向上方策（将来計画）

人間学部人間心理学科

本学科の学生の就職活動状況をみると、積極的に取り組もうとする学生がいる反面、意識に乏しい学生への対応が喫緊の課題となっている。その中で、産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備を継続し、特に本学の所在する彦根市や湖東地域の企業・地域団体との連携を一層強化していきたいと考えている。

また、人間学部ジョブポリシー「地域教育をとおして、地元企業に夢を与える人材、地域社会を担う人材を育成する」に基づき、キャリア教育の一層の充実に努め、学生の就職意識の向上につなげていきたい。

看護学部看護学科

本学科は、看護師、保健師を養成する学科であり、1年次から始まる臨地実習を通して、十分な就業体験を行っている。しかし、教育課程内でのキャリア教育科目がなく、これらの支援科目を充実していく必要がある。

開設当時から新入生に対し、入学時直後の施設見学、導入講座を取り入れている。施設見学は、これから看護を学ぶ新入生の学習の動機付けとして意義がある。また、導入講座は、大学生における学びの特徴、授業への取り組み方や図書館の利用、レポートの書き方、プレゼンテーションの方法など大学生として必要な事柄を全体講義とゼミ形式の演習によって学んでいる。これらの効果は大きく、その後の学習への導入をスムーズにしている。

また、3～4年次には就職を控え、就職説明会や施設管理者による講義、学生委員会企画による就職対策等を行なっている。

これらの内容をキャリア教育として入学時から卒業まで、一連の流れとして捉え、各学

年にキャリア教育科目を設定することにより充実していくこととする。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況を点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

全学FD委員会が中心となり、全教員に対して、各学部において、毎年2回、前期・後期末に授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートは、全ての開講科目について実施し、担当科目ごとに授業評価アンケートを集計し、その結果を全教員に伝えている。そして、個々の教員からアンケート結果に対する「一言コメント」の提出を求めている。このコメントは、Web上に公表し、学生に対して評価結果を周知している。

また、全学FD委員会において、教育力向上のための研修会を年1回開催している。平成26（2014）年3月28日にテーマ「スライドを活用した授業法のメリット・デメリットについて」を開催し、授業改善につなげている。

シラバス（授業計画）の作成に当たっては、シラバス作成要項に基づき、授業概要、授業のねらい、授業の到達目標、授業計画、履修要件、成績評価の方法・基準（割合）、教科書・テキスト、参考書、授業外学習の指示（準備学習等に必要な時間含む）、オフィスアワー、担当教員からのメッセージ、担当教員の連絡先の記載を求めており、特に授業外学習の指示及びオフィスアワーの記載は義務付けるよう努めている。

看護学部においては、看護師・保健師の国家試験受験資格を取得できる教育課程を編成しており、その試験の合格をもって教育目標達成としている。学生委員会のもとに国家試験対策講座を開催し、年7回にわたり模擬試験を実施している。模擬試験の結果から学生の得点表を作成し、領域ごとに学生の学習到達度を確認している。さらに、模擬試験の結果、ボーダーラインの学生に対しては、個別面談による指導を行っている。

【エビデンス集・資料編】

授業評価アンケート実施計画

学部別授業評価アンケート（様式）

授業評価アンケート集計結果（学部別集計）

FD研修会一覧表

シラバス作成要項

国家試験合格状況一覧

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケートについては、学部ごとに実施しているが、引き続き実施していく。

全学FD委員会において、各学部の意見を聴きながら、授業評価項目の統一を検討し、授業における教育内容、方法・改善に向けて評価結果をフィードバックできる仕組みづくりを進めていく。

また、担当教員より提出されたシラバスについて、第三者チェックを実施し、シラバスの充実に努める。

看護学科では、看護師・保健師の国家試験合格率を高めるため、模擬試験の結果、ボーダーラインの学生に対しては、4年次前期の早い段階で学修状況を把握し、さらにボーダーラインを上回るための学習指導を行っていく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-①学生生活の安定のための支援

2-7-②学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生支援の組織

学生サービス及び厚生補導のための支援組織として、学部に学生委員会を設置し、学生指導に関すること、学生の厚生補導に関すること、その他学生生活に関することを審議している。そして、学部共通の事項や全学的な重要事項を審議・調整する全学学生委員会を設置し、学生サービスに取り組んでいる。

学生課では、学生の生活面など厚生補導、証明書の発行や学生保険、奨学金等に関する各種サポート、留学生の生活支援等を学生委員会との連携の下で行っている。全学学生委員会は、議題に応じて随時会議を開く体制をとっている。

また、学生支援において、大きな役割を果たしているのは、クラス担任制で専任教員がその任にあたっている。教員は、学生の学修相談や学生生活に関する相談に応じている。

さらに、ハラスメント委員会では、ハラスメント案件への適切な対応ができるよう相談窓口を設置し、防止指針を策定している。

②学生生活の支援

生活等の相談については、学生課を中心に、アパートの斡旋やアルバイトの紹介などを行っている。また学生課には、留学生支援担当者を配置し、外国人留学生に対する各種生活相談やアパート・寮の斡旋を行っている。さらに、さまざまな奨学金による経済的な支援も行っている。

健康相談は主に保健室が担当している。保健室では、常勤の担当者が学生の健康相談・応急処置に対応しており、よりよい学生生活が送れるように支援している。具体的な相談内容としては、腰痛や偏頭痛といった身体的症状を訴えてきた学生に対して、受診すべき診療科の案内、応急的対応策の教示等である。また、保健室では平成20（2008）年度から、

毎年11月に季節性インフルエンザの予防接種を学内で受けられるように対応している。加えて、本学では、平成21（2009）年度から敷地内全面禁煙化を実施している。それに伴って学生に対する遵守指導を行っている。

健康面の支援として、年度始めのオリエンテーションで全学生を対象に健康診断を実施している。また、看護学部学生は、臨地実習に必要な抗体検査を実施している。

授業中や課外活動中の事故・怪我に備え、学生全員に「学生教育研究災害傷害保険」および「学研災付帯賠償責任保険」に加入させている。看護学部の学生については、Willに全員加入させ実習中の方が一の感染事故等に備えている。その他の支援としては、座席数155席の学生食堂およびラウンジに売店（文房具、パン等）を設置している。また、本学では学生の通学を支援するため、JR稲枝駅と聖泉大学間にスクールバスを運行している。また、朝夕2便ずつ路線バスが運行されている。通常授業の際は運行時刻表（迎え6便、送り5便）のとおりであるが、学校行事、休業期間などは臨時運行となる。さらに、図書館の夜間開館終了（21：00）に合わせてスクールバスを3便運行している。

③奨学金の支援

学外奨学金の支援については、学生課が日本学生支援機構からの奨学金募集に対して、学生への告知と応募の取りまとめ等の業務を行っている。また、看護学部の学生に対しては、医療機関からの奨学金制度があり、多くの学生が利用している。

学内奨学金の支援については、高等学校での学業や入学試験での成績、競技スポーツの成績が優秀な学生に対して、スポーツ枠として奨学金を支給している。また、生活困窮者のための奨学金制度も整えている。さらに、私費外国人留学生に対しても奨学金を支給して、勉学に励むことが出来るように経済的に支援している。

④課外活動の支援

本学には、学生が主体となって行う学園祭や球技大会等さまざまなイベントを企画立案、実施する「学友会」や体育系クラブが8団体、文化系クラブが3団体、そのほかに同好会が4団体、総数15の団体が活動している。学生生活における一大イベントである学園祭を運営する学友会や学生が立案・運営する各種イベントの運営団体に対して全学学生委員会から教員が、また必要に応じて学生課から職員が参加し、学生の活動を指導・支援している。また、認定クラブ・同好会に対して、大学施設の一部を部室として利用することを認め、活動の活性化を図っている。大学が認定するクラブ・同好会には、専任の教員が顧問として参加し、活動に対する指導助言を行っている。また、活動実績が顕著なクラブ・同好会については、「クラブ活動奨励金」として毎セメスターごとに奨励金を支給している。

運動部に限らず、優れた課外活動を展開している学生に対して、卒業証書・学位記授与式終了後に「学生表彰」を実施し、学生の課外における積極的な活動を顕彰している。

⑤心的支援及び生活相談等

心的支援については、附属施設のカウンセリングセンターを中心に行っている。カウンセリングセンターでは、平成19（2007）年度以降、臨床心理士4人がカウンセラー業務を行っている。相談件数は、平成23（2011）年度以降300件程度であったが、平成26（2014）

年 191 件（月平均約 16 件）と減少している。なお、学生のプライバシー保護の観点からカウンセリング室を防音にするなどの配慮・環境整備を行っている。

本学では、学生生活上の悩みやトラブルに対する相談・指導・支援は学生委員が中心となっていて行っているが、深刻な心の問題については併設のカウンセリングセンターで面談するなど関係部署と連携を取って対応している。

⑥ 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生は、クラス担任制度、ゼミ制度、オフィスアワーを利用して、教員に対して直接意見等が述べることができ、学生の意見をくみ上げている。また、学生から意見を広く受け入れるため、ラウンジに「意見箱」を設置している。寄せられた意見については、定期的に回収し、全学学生委員会に伝えられ、学生の意見をくみ上げている。

また、前期と後期に学生による授業評価アンケート及び学生実態調査を実施し、学生のニーズの把握に努めている。

【エビデンス集・資料編】

グループ担任制一覧

人権・ハラスメント防止の指針

学生実態調査（看護学部）

バス運行表

学生相談件数

奨学金規程

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスの具体的支援については、今後教職員間の連携を積極的に充実していく。

経済的支援については、多岐にわたり整備しているが、引き続き奨学金の確保と、社会情勢が厳しいなか、経済的に困窮している学生の把握と、よりきめ細い経済的支援をより一層充実させる。

学生の健康管理については、保健室と連携を図り、健康に関する注意事項の一層の周知を図る。

学生からの意見のくみ上げについては、引き続き満足調査等をとおして、さらに学生サービス支援を担う関係部署の窓口においても、積極的に学生の意見等を把握するよう努める。

出席不良者、成績不振者への対応として、外見からでは判断が難しい場合などでは教職員による発見と支援が重要であり、担任制度の一層の活用に努める。

2-8 教員の配置・職能開発等

＜2-8の視点＞

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教

員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

以下の組織表（平成26年5月1日現在）のとおり、専任教員数は、大学設置基準に定められた必要専任教員数を満たしており、必要な各学科の教員数を確保し適切に配置している。

聖泉大学専任教員組織表

平成26年5月1日

学 部		専任教員数（現員）					設置基準上の必要専任教員数	助手	非常勤教員数
		教授	准教授	講師	助教	計			
看護学部	看護学科	7	6	7	8	28	12(6)	9	30
人間学部	人間心理学科	7	4	6	2	19	10(5)	—	30
	人間キャリア創造学科	—	—	—	—	—	—	—	
大 学 全 体		—	—	—	—	—	10(5)	—	—
合 計		14	10	13	10	47	32(16)	9	60

注1) 人間キャリア創造学科は、平成24年4月から学生募集停止

注2) () 内の数字は教授の数を示す。

年齢別には、29歳まで 3.6%、30歳～39歳 32.1%、40歳～49歳 23.3%、50歳～60歳 19.6%、60歳～69歳 14.3%、70歳以上 7.1%となっており、30歳～39歳の32.1%が一番高い比率となっている。

聖泉大学年齢別専任教員数

平成26年5月1日

学部	職位	28歳以上	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	計
看護学部	教授				1	2	4	7
	准教授				4	2		6
	講師		3	2	2			7
	助教		4	3	1			8
	助手	1	4	4				9
	小計	1	11	9	8	4	4	37
人間学部	教授				3	4		7
	准教授		2	2				4
	講師		5	1				6
	助教	1		1				2
	小計	1	7	4	3	4		19
計		2	18	13	11	8	4	56

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

①採用・昇任

教員の採用・昇任は「聖泉大学教育職員人事規程」ならびに「聖泉大学教育職員資格審査規程」、これらの規程の選考基準をより具体的に定めた「教員の採用および資格審査に関する申し合わせ事項」に基づいて行われている。

教員の採用・昇任の発議は、学長または学部長が行う。学長は発議のあった人事案件について、学部長および法人事務局長と協議し、必要と認めた案件につて、理事長に具申する。学長は、当該案件の取扱いについて、理事長と協議の上、学部教授会に附託する。学部長は、附託された人事案件は原則として公募とし、学部教授会で審議した結果を聖泉大学選考委員会に報告する。学長は聖泉大学選考委員会の審議を経て、採用・昇任を決定し、教育研究評議会の審議を経て学長はその結果を理事長に報告する。このような過程を経て、選考された採用等の人事は最終的に理事会の承認を得て、決定される。採用人事に関しては、原則として公募方式を採用し、適任の人材を広く求めている。

②教員評価

本学の教員個人評価は、教員個人の教育・研究等の諸活動について自己点検・評価を実施することにより、教員の自己改善・改革に役立てるとともに、本学の教育・研究等の質の向上を目指すことを目的としている。

毎年3月末までに教員の「教育面」、「研究面」、「地域・社会貢献面」及び「学内貢献面」の4領域の活動状況を基に、各領域における対象期間の活動について自己評価表を作成し、学部長に提出させている。ただし、評価表は、休職等の特別な理由により提出できない者を除き、全員提出するものとする。

学長は、教員個人評価を適正かつ円滑に行うために、全学教員評価委員会を設置している。学長を委員長とし、学部長、学長が必要と認めた者で組織し、教員の評価表に基づき、全学教員評価委員会の審議を経て、必要に応じて面談等を行っている。

評価結果は、教員自らの諸活動の改善、活性化及び高度化に役立てるとともに、学部の教育、研究、社会貢献及び大学運営の改善に役立てるものとする。

また、学長は、極めて高い評価を受けた教員又は活動が特に十分でないと評価された教員に対しては、顕彰又は指導・助言等を行い、被評価者へのフィードバックが図られる仕組みは整えられている。

③FD研修

本学のFDについては、教員の資質向上や教育研究活動の改善、向上を図るため、全学FD委員会、学部FD委員会が中心となって、FD活動を実施している。主な活動としては、教務課と連携し、学生による授業評価アンケートの実施である。その結果は、教員にフィードバックしている。

また、全学FD委員会、学部FD委員会は、年間計画を立ててFD研修会を実施している。さらに、大学コンソーシアム京都の関西FD連絡協議会が企画している「FDフォーラム」に毎年教員が参加している。

【エビデンス集・資料編】

聖泉大学教育職員人事規程
聖泉大学教育職員資格審査規程
昇任（採用）に関する申し合わせ事項
教員の採用および資格審査に関する申し合わせ事項
教員の採用等の選考流れ図
聖泉大学の教員個人評価に関する規程
教員個人評価の実施体制
聖泉大学教員自己評価票
FD研修会実績一覧

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育は、大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）第2項に示す「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」と定められている。また、本学の教養教育の位置づけとして、学則第1条に「高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育及び専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成」することを明記している。

ただ、現状においては、実際に教養教育の授業を専門に担当する教員組織はなく、人間学部においては、専任教員と非常勤講師で「リテラシー科目」「キャリア教育科目」「教養科目」を担当している。一方看護学部においては、人間学部の兼任教員と非常勤講師が「教養科目」を担当している。

本学の教養教育に携わる委員会は、学部教務委員会と全学教務委員会がある。看護学部の教養教育の編成と特色は、看護の対象者のニーズを把握できる感性を培い、その対象者を生活者の視点で捉え、全体像を把握する基礎的な知識を身に付ける。そのための人間性の涵養、人間、健康、生活それを取り巻く社会・地域を理解し、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を学習内容として、科目区分を「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎」「語学」「保健体育」の5区分として必要な科目を配置している。

一方、人間学部においては、人間に対する共感的理解を深めるためには、単に心理学の専門的知識や技法を学ぶだけでなく、これからの社会に生きる人間として、広い教養や知的好奇心、自身を取り巻く環境への理解が必要である。そこで社会に対する関心と理解を深め、豊かな人間性と良識を涵養することを目標に「人文科学領域科目」「社会科学領域科目」「自然科学領域科目」「体育・健康療育科目」の4区分として必要な科目を配置している。

このように本学の教養教育は、一部合同科目を配置されているが、学部ごとに縦割りとなっており、教養教育の在り方について検討しているところである。

【エビデンス集・資料編】

聖泉大学教務委員会規程

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

本学の専任教員数、採用、昇任については、適切な運用が行われており、今後も教育目的及び教育課程に沿った適格な教員人事を実施していく。看護学部看護学科においては、近隣の看護学部開設により、求人の競争が激化しており、応募者がいないなど後任補充に苦慮しており、確実な専任教員確保のため工夫・検討している。

専任教員の年齢層のバランス是正については、若手教員の研修等を確実に進めるとともに、計画的な授業担当者決定に留意していく。

また、全学教務委員会、学部教務委員会が中心となって、学生の変化や社会のニーズを把握して、学部共通化を含め、教養教育のカリキュラムを見直していきたい。

2-9 学修環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校 地

本学の校地面積は 33,937 m²あり、大学の基準面積 6,400 m²を大きく上回り、ゆとりあるキャンパスとなっている。校地内には校舎以外に、運動場、人工芝グラウンド、テニスコート、体育館、クラブハウス、学生・教職員用駐車場および駐輪場を設け、本館前の中庭部分は学生が集える空間として適切に整備・活用されている。

校 舎

また、校舎面積は 10,266 m²あり、大学の基準面積 7,603 m²を満たしており、適切に整備・活用されている。校舎（本館）は、看護学部と人間学部の共用となっており、1 階は学長室、会議室、事務室、図書館、学生自習室、2 階はコンピュータ室（第 1～4）、教員研究室、カウンセリングセンター、3 階は講義室、中講義室、4 階は講義室、大講義室（座席数 252 人）、臨床心理実習室、心理実験室、行動観察室、教員研究室などが配置されている。また、看護棟（2 階建）には教員研究室、実習室がある。

区 分	現有面積	左の内訳	用途	設置基準面積
校 地	33,937m ²	21,049m ²	校舎敷地	6,400m ²
		8663m ²	運動場用地	
		4,225m ²	その他(駐車場)	
校 舎	10,266m ²	8422m ²	校舎(看護・人間学部)	7,603m ²
		1,844m ²	体育館・食堂	

実習施設・設備

看護学部において、看護学を学ぶために最新の実習及び設備を完備している。基礎看護学実習室では、各ベットはカーテンで仕切られ、グループ学習が円滑にできるよう整備され、実践した技術をモニターで確認できる設備を完備している。成人・老年看護学実習室は、老年期特有の機能を理解できる疑似体験モデルを整備している。母性・小児看護学実習室では、新生児人形を使った沐浴や妊婦モデルが完備され、地域・在宅看護学実習室では、家庭を再現した演習室が完備されている。また、精神看護学演習室では、「こころ」を理解するための演習室を完備し、箱庭療法のセットを揃えている。

一方、人間学部における専門的知識・技能の養成や自主的・集団的な学修・研究の充実のため、臨床心理実験室、心理実験室、行動観察室、記録・分析室を設けている。臨床心理実験室では、心理療法の1つである遊戯療法や音楽療法を実体験的に学習する実習室であり、箱庭療法のセットなどが揃えられている。心理実験室は個別面談の実習や心理検査実習で利用する実験室で、生理心理学領域等の研究で利用することができる。行動観察室ではカメラが設置されており、砂場で遊ぶ幼児の表情・しぐさなどをとらえることができるようになっている。

図書館

本学の図書館は、全面開架式で、閲覧室の座席数は 77 席である。国家試験対策など学生の学修環境を充実させるため、平成 25 (2013) 年度より、開館時間は午前 8 時 50 分から午後 21 時まで開館している。また、館内には、蔵書検索及びインターネット接続のために、学生用に無線 LAN パソコン (ノート型 15 台) が設置されており、開館時間中はいつでも利用できる。学習環境を充実させるため、平成 26 (2014) 年度に空調設備 (ガス式) の改修を行った。

また図書館の面積は、491 m²で収容冊数は、現在、53,523 冊の図書を所蔵している。その内訳は、和書 49,699 冊、外国書 3,824 冊である。その他にも学術雑誌 83 種 (うち外国雑誌 12 種)、視聴覚資料 1,186 点、データベース 4 種を所蔵している。そのうち基礎学部である看護学部の図書等については、和書 2,513 冊、外国書 782 冊、学術雑誌 56 種 (うち外国雑誌 9 種)、データベースとしての電子ジャーナルは、医中誌、メディカルオンライン、最新看護索引 Web、CINAHL with Full Text その他 1 誌を保有している。

滋賀県内 12 大学・短大図書館の連携で、各大学の教職員・学生がそれぞれの大学図書館を相互利用できる「滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システム」が構築され、平成 20 (2008) 年度からシステムの利用案内をホームページに掲載して運用を開始している。

なお、図書館の運営は、館長および事務職員 4 人で管理・運営され、「図書委員会」によって行われている。

体育施設

体育施設としては、運動場、人工芝グラウンド (防球ネットを設置、フットサルコート 2 面を擁し、サッカーグラウンド 1 面としても使用可能)、テニスコート (オムニコート 2 面、ハードコート 2 面) がある。また、キャンパス内に体育館 (トレーニングルーム併設) があり、バスケットコート 2 面、バドミントンコート 4 面、バレーコート 2 面をとることができる。

なお、体育施設の管理・運営は、庶務課が担当し、施設の維持・管理に努めている。

情報サービス

情報サービス施設については、情報センターが一括して管理・運営を行っている。校内の情報教育を支えるためにコンピュータ室を4教室、パソコン157台、教育用ソフトウェア19種などを保有している。また、ネットワーク利用支援として、インターネットへはSINET(学術情報ネットワーク)を経由して接続しており、学内ではLANを各教室、研究室、事務所および図書館などの主要設備に敷設している。

コンピュータ室のうち、1教室30台(第1コンピュータ室)については自主学習専用に開放しており、情報センター事務室で手続きを行うことで、開館時間内(月～金曜日午前9時～午後6時)であれば自由に利用することができる。

また、授業用のコンピュータ室(第2～第4コンピュータ室)では、教員用パソコンの画面提示・学生用パソコンの画面モニターなどの機能を有する「教育支援システム」を導入しており、学生は教員の指示を画面で確認しながら授業に取り組むことができると同時に、教員は学生の状況を把握しながら授業を進めることを可能としている。

校内のパソコンは学内LAN(光ファイバー幹線)を経由しサーバー管理室のサーバー群に接続されている。また、学外とはUnivNetを通じてSINET(学術情報ネットワーク)へ接続されており、学内LANに接続されたすべてのパソコンからインターネットが利用可能となっている。平成26(2014)年度には校舎内への無線LANを設置し、教育研究環境を充実させた。

ユーザーはWindowsのドメイン環境において一括管理されており、どのパソコンからも同じ環境で利用可能となっている。特に学生の場合、授業や自主学習の際に使用するパソコンが異なっても、アプリケーションの利用や「科目フォルダ」を同じ環境で利用できるよう設定している。

情報センターは、学内のネットワークシステムおよびコンピュータの整備・管理を行っている。メンバーは教員2人(兼任)、事務職員2人、臨時職員1人で構成されている。インターネット用システムおよびイントラネット用ネットワークの保守・管理については、業務委託契約を締結し、作業を一部委託している。また、教学部門の要望を受けたり、情報センターからの情報伝達をするために「情報センター委員会」を設け、必要に応じて会議を開催している。

システム面では、ファイアウォールによる学内ネットワークの強固な防護、全てのパソコンに対するウイルス対策ソフトのインストールおよびウイルスパターンファイルの自動配布、Windows Server Update Servicesを利用したセキュリティホールに対するアップデートを行い、マルウェアによるサービスの中断が発生しないように備えている。

カウンセリングセンター

本学の附属施設として、ホームページや大学案内、学生便覧等で案内されている。カウンセリングセンターは、2つのカウンセリング室、臨床心理実習室、行動観察室等を有し、学生のみならず、県内の各地域から外部相談を受け付けている。外部相談に関しては、地域に開かれた大学として低料金での相談面接を行い、幼児から高齢者まで幅広く相談を

受けているほか、他機関からのスーパーバイズや講師依頼にも応じている。

開室時間は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時で、平成 26（2014）年度のカウンセリングの年間利用件数は 892 件である。

なお、カウンセリングセンターの運営は、臨床心理士 6 人（うち 2 人は非常勤）、保健室兼務職員 1 人で管理・運営され、「カウンセリングセンター委員会」によって行われている。

学生食堂と学生ラウンジ

学生食堂は、学生の飲食や雑談など自由にくつろげるスペース（席数 155 席）として設置している。平成 26（2014）年度には空調設備改修を行い快的空间を充実した。また、学生食堂は、外部委託しているが、定期的に委託者との協議の場（食事内容、衛生面等の協議）を設け運営している。

学生ラウンジについては、学生への掲示物や自動販売機を設置するとともに、平成 24（2012）年度に購買部を開設するとともに、学生が自由にくつろげるスペース（席数 60 席）として開放している。

施設設備等

教育研究活動の目的を達成するための施設設備等は、適切に維持、運営されている。警備業務、電気保安業務、エレベータ維持管理、受水槽・高架水槽定期清掃、教室等清掃については、全面外部委託している。

【エビデンス集・資料編】

大学位置図

校舎等配置図

校舎平面図

カウンセリング利用状況

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

看護学科の学生は、1 学年 80～90 人程度であり、原則として授業は 1 学年 1 開講で実施している。情報関係科目、スポーツ実技科目は、40 人程度までの少人数クラスで実施している。臨地実習については、5、6 人を 1 グループとして、病院や老人ホーム（訪問ステーションはさらに少人数）で実習を行い、1 グループごとに教員を配置している。また、授業におけるグループワークは、講義形式の授業に加えて、看護過程の展開には多大な時間をかけており、個人ワークの指導も十分に行っている。さらに、3 年次から始まる卒業研究ゼミについては、少人数制のグループごとに教員が配置され、教員の指導のもと、卒業研究に必要な知識の習得から研究の実際を学ぶ。地域統合実習もゼミ単位で行っており、学生個々のテーマに基づいた実習を目指している。

人間心理学科では、1 学年 50～80 人程度であり、語学関係科目は 2～3 クラス、情報関係科目は 2～4 クラスに分け実施している。キャリア教育科目の「キャリアデザイン」は 1 年次配当で 2 クラス、「基礎ゼミ」は 1～4 クラスで実施している。専門科目（選択科目）は、20～30 人程度のクラスサイズで実施している。

講義室の大きさは、専門演習を行う講義室20人程度から120人収容の講義室を用意しており、履修登録の学生数に応じて適切に運用している。しかし、120人を超える授業科目の場合は、252人を収容できる455講義室を使用している。

【エビデンス集・資料編】

校舎平面図

講義室別時間割表

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学の体育館および校舎本館は、建築後 25 年を経て、損傷が目立ち始めている。本館及び体育館屋根補修工事、本館玄関前の整備等を検討したり、キャンパスアメニティの充実と学内美化に必要最小限の財源を確保して効率的に整備していく。

また、講義室のプロジェクターの更新にも積極的に取り組んでいるが、技術革新の速度が速いため、できるだけ学生が効率的な学修が可能となるよう取り組んでいきたい。特にアクティブラーニングを展開できる教育環境を整えていきたい。さらに学生が自主的に学習できる環境は、図書館、学生自習室（1 室）のみとなっており、グループで学修できるスペースが不足しており、授業時間外に学修できるスペースの確保について検討している。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れについては、学部学科ごとにアドミッション・ポリシーを明確に定め、広く周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜試験を適切に実施している。人間心理学科は、積年の課題（定員未充足）からの脱却を如何に克服するか重要な課題となっており、カリキュラム改革、学生募集広報活動の強化などを通して、入学者数を増やすことに資する改革に取り組んでいる

教育課程及び教授方法については、教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーを定め、この方針により教育課程を編成している。また、両学部の各学科の特性に沿った教授方法の工夫に取り組んでいる。

学修及び授業の支援については、教員と職員が協働していくよう支援体制をとっており、オフィスアワー制、クラス担任制などの導入による学修支援により、きめ細かな指導を行っている。

単位認定、進級及び卒業認定については、学則、学部規程、履修規程、履修要項に沿って円滑に実施されており、適切に学修に関わる規程に則り厳正に運用している。

キャリアガイダンスについては、学生の自己実現のため、職業的自立を支援するキャリア教育、キャリア支援を行うための体制を整備している。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、全ての科目に対してフィードバックすることは大きな課題である。

学生サービスについては、社会情勢が厳しいなか、経済的に困窮している学生の把握と、きめ細かな経済的支援を行っている。また、学生からの意見のくみ上げについては、満足調査等をとおして、学生サービス支援を担う関係部署の窓口において、積極的に学生の意見等を把握するよう努めている。出席不良者、成績不振者への対応として、外見からでは判断が難しい場合などでは教職員による発見と支援が重要であり、担任制度の活用にも努めて

いる。

教員の配置・職能開発等については、大学設置基準に定められた必要専任教員数を満たしており、必要な各学科の教員数を確保し適切に配置している。教員の採用及び昇任は、教員選考基準を定め、公募により採用するなど厳格に実施している。

教育環境の整備については、大学設置基準に定められた校地及び校舎の基準面積を満たしており、運動場、人工芝グラウンド、テニスコート、体育館、講義室、実習室、図書館、情報センター、カウンセリングセンター、教員研究室、事務室など、教育目的を達成するために必要な施設を整備し、適切に管理運営されている。

以上のことから、基準2は満たしていると判断する。

基準3. 経営の規律と誠実性

3-1 経営・管理と財務

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の設置者である学校法人聖泉学園は、「学校法人聖泉学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第1条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と定め、これらの関係法令を遵守し、その趣旨に沿って堅実に運営を行っている。

また、日本私立学校振興・共済事業団による経営改善計画〔平成22（2010）から平成26（2014）年度〕を策定し、毎年改善計画実施管理表を作成し進捗状況を確認し、事業の執行状況を自己点検・評価し、改善につなげている。

【エビデンス集・資料編】

学校法人聖泉学園寄附行為

学校法人聖泉学園経営改善計画（平成22年度～平成26年度）

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人聖泉学園は、寄附行為第15条に基づき理事会を設置し、学園の最高決議機関として、予算、事業計画、寄附行為変更等の重要事項に関する審議を行っている。また、寄附行為第18条に基づく評議員会を置き、同第20条に定める事項を審議している。また、その執行機関として法人事務局を設置している。

なお、理事会審議事項のうち、大学経営に関する重要な事項を審議する機関として経営会議（平成15（2003）年度設置 原則毎月開催）を設置し、理事会と教学側の調整を図っている。

【エビデンス集・資料編】

学校法人聖泉学園寄附行為

聖泉大学経営会議規程

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

寄附行為及び学則等の諸規程は、教育基本法、学校教育法及び大学設置基準に則り、私立学校法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守して学園及び大学を運営している

また、全ての教職員は、学校法人聖泉学園就業規則、学校法人聖泉学園組織規程、聖泉大学事務部業務細則をはじめとする諸規程に基づき、業務を遂行し、法令遵守が義務付けられている。

さらに、公正な学園業務を円滑に遂行するため学校法人聖泉学園公益通報に関する規程を整備し、法令遵守を促している。

【エビデンス集・資料編】

学校法人聖泉学園寄附行為

聖泉大学学則

学校法人聖泉学園就業規則

学校法人聖泉学園組織規程

聖泉大学事務部業務細則

学校法人聖泉学園公益通報に関する規程

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

教職員のコスト意識を高めるため、毎年度、夏季・冬季の2回、節減のための行動計画を設定（昼休みの消灯の励行、空調の温度設定等）し、効率化を踏まえた経費の節減に努めている。

人権に関しては、聖泉大学人権・ハラスメント委員会規程を定め、人権意識の向上を図るため、毎年、人権教育研修会を実施している。ハラスメント防止に関しては、相談員を置き、常時、教職員、学生からの相談に対応できる体制を整えている。

個人情報保護に関しては、聖泉大学個人情報の保護に関する規程を定め、全学に個人情報保護の周知徹底を図り、適正な取扱いをするよう務めている。学生に対しては、入学時に配布する「学生便覧」に「個人情報の利用について」を明記し周知徹底を図っている。

公的研究費の不正防止に関しては、聖泉大学公的研究費による研究活動上の不正行為に関する取扱規程を定め、不正行為が行われ、または恐れがあると疑われる場合に対する申立に対応するため「相談室」を設置するとともに、申立者など調査に協力した者に対しては、情報提供を理由とする不利益な取扱いを受けないよう適切に運営している。また、平成23(2013)年度に看護学部の開設に伴い、聖泉大学研究倫理委員会規程を定め、本学の教員（研究者）が行う人間を直接対象とした研究のうち倫理上の問題が生じるおそれのある研究に関し、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た研究計画の実施を確保している。

危機管理全般については、聖泉大学危機管理規程を定め、本学において発生又は発生することが予想される災害、事件、事故等の様々な危機事象に迅速かつ的確に対処できるように危機管理体制を整備し、本学の学生及び教職員の安全確保に努めている。また、不測の事態に迅速に対応するため「緊急連絡網」を整備し、緊急事態発生時の円滑な情報伝達を定めている。

火災・震災については、「聖泉大学消防計画」により、予防措置や自衛消防活動等について定め、自衛消防隊による消防訓練を年1回実施して、教職員及び学生の安全確保を図っている。日常の警備は、警備会社に委託しており、事故等の際の通報連絡も請負契約により対応できるよう体制が整備されている。

キャンパス内においては、健康増進法に基づき、タバコの禁煙を推進し、平成19(2007)年度は分煙、平成21(2009)年度からは全面禁煙に取り組んでいる。

インフルエンザや麻疹のような感染症の危機管理体制については、聖泉大学感染症対策委員会規程を定め、保健室が中心となり、速やかに対応している。また、何らかの要因で心室細動などによる心停止になった場合に対処するために自動体外式除細動器(AED)を大学校舎玄関前に設置し、緊急時に備えている。

【エビデンス集・資料編】

節減行動計画（夏季）

冬季省エネルギー行動計画

聖泉大学人権・ハラスメント委員会規程

聖泉大学個人情報の保護に関する規程

聖泉大学公的研究費による研究活動上の不正行為に関する取扱規程

聖泉大学研究倫理委員会規程

聖泉大学危機管理規程

聖泉大学消防計画

聖泉大学感染症対策委員会規程

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表については、学校教育法施行規則第172条の2（教育研究活動等の情報の公表）で義務付けられた教育情報9項目をホームページ上で公開している。

財務情報の公表については、私立学校法第47条に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書などの財務関係の書類を、利害関係者を対象として法人事務局事務室に常備し、閲覧できるようにしている。さらに、本学ホームページの情報公開の中に財務情報を広く公表している。この財務情報の内容は、一般社会にもわかり易いよう、計算書類だけでなく、法人の概要、理事会・評議員会の開催状況、事業報告、事業計画、決算の経年比較、財務比率表などを掲載し、公表内容の掲載方法を工夫することにより、説明責任を果たしている。

【エビデンス集・資料編】

本学ホームページ（財務情報） <http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

教育後援会会報

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

学校法人として社会的使命を果たすべく、経営の規律と誠実性は保持していくが、18歳人口が減少していく中、今後は社会ニーズを迅速に捉え、取り組むべき課題については、

柔軟に対応していくとともに、環境保全、人権、安全への配慮については常に検証し、規則の見直しや情報公開の工夫・拡充していくことにより、社会から信頼される大学となるよう努める。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人聖泉学園の管理運営は、寄附行為第 15 条の規定により理事会が行っている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。また、理事長は、寄附行為第 11 条で法人を代表し、業務を総理する。

理事会の定数は、寄附行為第 5 条に 8 人と定められており、学長 1 人、評議員から 3 人、学識経験者から 4 人で構成される。理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により理事長を選任する。理事長の職を解任するときも、同様としている。

理事会は、「理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができない。」と規定されており、議決権の行使については、「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。」とされている。

このように理事会は、学園の最高決議機関として、予算、補正予算、決算、事業計画、寄附行為変更、学則変更等の重要事項に関する審議を行い、適切に運営されている。

【エビデンス集・資料編】

学校法人聖泉学園寄附行為

理事会の開催状況

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立大学を取り巻く環境は大きく変化しており、戦略的な意思決定には、最高決議機関である理事会の役割は極めて重要なものとなっている。

今後の理事会は、決定機関としての機能だけでなく、中長期的な視野に立ち、持続可能な経営を推進することにより、各理事らの役割を明確にすることで、社会情勢の変化に対応できる法人運営体制の構築を図っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の意思決定組織は、教育研究評議会、教授会、全学共通委員会がある。

教育研究評議会〔平成 23（2011）年 4 月設置〕は、学長、学部長、学科長、学部より選出された教員、合同委員会委員長、附属施設の長、法人事務局長、その他学長が必要と認めた者で構成されている。原則として月 1 回開催し、学長が議長となり、学則その他教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃、教育課程の編成に関する基本方針、教員人事に関する事項、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言・指導その他援助に関する事項、学生の入学、卒業、在籍に関する基本方針、自己点検評価に関する事項、国際交流に関する重要事項を審議するほか、各学部教授会も報告、全学共通委員会報告などが行われる。

学部の教育研究活動の意思決定機関として、専任教員からなる教授会の審議を経て、学部長がこれを行う。教授会の運営を円滑にするため、教授会の下に各種委員会が設置されている。教授会の構成員は、学部長、学科長、教授、学部長が必要と認めた者で構成されている。聖泉大学看護学部教授会規程、聖泉大学人間学部教授会規程に則り、原則として月 1 回開催し、学部長が議長となり、学生の入学、卒業、退学、学生の厚生補導、教育課程の編成等、学生の教育に関する事項、各種委員会の報告を行っている。

全学共通委員会として、自己点検・認証評価委員会、広報委員会、入試委員会、外部資金導入推進委員会、人権・ハラスメント委員会、感染症対策委員会、FD委員会、教務委員会、学生委員会、研究倫理委員会が設置されている。

附属施設の運営委員会として、図書委員会、情報センター委員会、カウンセリング委員会、さらに平成 25（2014）年度には、地域連携交流センター委員会、国際交流センター委員会が設置されている。この全学共通委員会及び附属施設運営委員会で企画・協議された重要事項は、教授会に付議され、教育研究評議会の審議を経て決定される。

このように、本学の意思決定組織は、全学共通委員会及び附属施設の運営委員会において企画・調整された事項が教授会、教育研究評議会において審議・決定され、相互の連携し運営されており、組織として機能している。

【エビデンス集・資料編程】

聖泉大学教育研究評議会規

聖泉大学看護学部教授会規程

聖泉大学人間学部教授会規程

聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程

聖泉大学広報委員会規程

聖泉大学入試委員会規程

聖泉大学外部資金導入推進委員会規程

聖泉大学人権・ハラスメント委員会規程

聖泉大学感染症対策委員会規程
聖泉大学FD委員会規程
聖泉大学教務委員会規程
聖泉大学学生委員会規程
聖泉大学研究倫理委員会規程
聖泉大学図書館運営規程
聖泉大学情報センター規程
聖泉大学地域連携交流センター規程
聖泉大学国際交流センター規程
聖泉大学カウンセリングセンター規程

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

教育研究評議会、自己点検・認証評価委員会、入試委員会、個人情報保護委員会、教員評価委員会、教員選考委員会については、学長が招集し、議長となるほか、法人の理事及び評議員会でもある。また、理事長が主催する経営会議については、学長は委員として出席する。さらに広報委員会については、オブザーバーとして出席することができる。これらの重要会議において、学長のリーダーシップが十分発揮できる体制となっている。

また、全学共通委員会の委員長及び附属施設の長は、学長指名となっており、学長の意思が委員会に反映されることになる。

一方で、大学の運営に関する学長の方針は、毎年4月1日に全体集会が行われ、全教職員に伝えられ、大学の運営に活かされている。

このように、本学では、意思決定と業務執行において、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制となっている。

【エビデンス集・資料編程】

聖泉大学経営会議規程
聖泉大学教育研究評議会規程
聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程
聖泉大学入試委員会規程
聖泉大学個人情報保護委員会規程
聖泉大学教員個人評価に関する規程
聖泉大学教育職員人事規程

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組みと学長のリーダーシップが発揮できる組織運営はできているが、社会情勢の変化、スピードに合わせて、さらに学長の意思決定機能を改善・向上させることに取り組む。

今後、IR機能の構築を図り、適切な情報を提供することにより、学長のリーダーシッ

ブがさらに発揮できる仕組を構築していく。

また、学長のリーダーシップの下に教学に関する重要事項を協議できる「学長補佐室」（仮称）を立ち上げ、迅速に対応する体制を整える。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

大学運営を円滑に実施していくには、法人と大学は両輪であり、常に連携を図らなければならない。本法人は小規模であり、常に教員と事務職員は連携を図りながら、教育研究、その他事業を展開している。

大学の経営方針および重要事項を審議するために「経営会議」を設置している。理事長が主催し、法人からは、理事1名、法人事務局長、事務局次長、総務課長、大学から学長、副学長、学部長、学科長、事務部長、事務部次長、教務担当課長等で構成され、現場の教職員の意見を吸い上げている。

また、学長は、理事会、評議員会、教員選考委員会等にも加わり、法人事務局長は、大学の教育研究評議会、自己点検・認証評価委員会、人権・ハラスメント委員会、感染症対策委員会、広報委員会に参加し、双方をつなぐ役割を担っている。

さらに、法人事務局長が主催する常会を月1回開催しており、予算・決算報告など事務上の重要な事項、連絡調整、主要事項の伝達などが行われている。

なお、必要に応じて開催される教職員全学集会において、理事長、学長より直接、重点目標や展望について語りかける場が設けられている。教職員は、理事長、学長と直接質疑応答することにより、経営方針等の内容を理解することができる。

【エビデンス集・資料編程】

聖泉大学経営会議規程

聖泉大学常会開催一覧

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人の業務及び財産の状況を監査する機関として、寄附行為第14条により監事を置いている。監事は、法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。本法人の監事2名は、それぞれ銀行や公益法人、公共機関等での財務・経理の豊富な経験

を持った者が選任されており、年間を通して本法人の理事会および評議員会に出席し、学校法人の業務の執行状況および財務経理の状況・課題について、理事長等に積極的に意見が述べられている。決算時には、法人事務局によって特定日が設けられ、公認会計士と監事が連携して合同監査を実施している。これら監査法人の監査報告書および監事の監査報告書は理事会に提出され、決算案を審議する際には、必ず監事によって今後の課題を含めた報告がなされている。

監事監査のほかに、本法人では、公認会計士による財務監査は、契約監査法人によって、学校法人会計基準に準拠して、毎年2ヶ月に1度の頻度で定期的実施され、経理内容は常に精査されている。決算時は本監査までに数回にわたり事前のチェックが行われ、年度（4月～翌3月まで）の計算書類、すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、消費収支計算書および貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を含む)について監査が行われる。

評議員会は、寄附行為第20条において諮問機関として位置づけ、理事会で審議する事項のうち、予算、事業計画、寄附行為の変更などは、「理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。」と規定されている。また、評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することとされている。

さらに、教授会の下に置かれる各種委員会や全学共通委員会で審議された内容のうち、特に重要事項については教育研究評議会に諮り決定される。

【エビデンス集・資料編程】

学校法人聖泉学園寄附行為

平成26（2014）年度監査報告書

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長及び学長は、毎年度4月に全教職員に向けて全学集会を開催し、経営方針や大学の進むべき方向を示している。

また、理事長は、理事会、評議員会、経営会議を招集し、議長として重要事項等を審議している一方、学長は、教育研究評議会（月1回開催）を招集し、議長として重要事項等（経営に関する事項除く。）を審議しており、それぞれが法人の運営及び大学の教育研究に関し、適切にリーダーシップを発揮している。さらに、大学の経営方針および重要事項を審議する経営会議は、理事長が主宰し、法人事務局長、事務局次長、総務課長、大学から学長、学部長、学科長、事務部長、事務部次長、教務担当課長等が参加し、法人、大学の重要な課題等について、協議・連等・調整を行う場となっている。

以上のことから、リーダーシップとボトムアップは、本法人の運営及び大学の教育研究活動において、適切なバランスで運営されている。

【エビデンス集・資料編程】

聖泉大学経営会議規程

聖泉大学教育研究評議会規程

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

コミュニケーションとガバナンスについては、法人与大学のさらなる連携を目指し、I Rによる情報収集の強化を図っていくとともに、学長補佐室を設置するなどの強化を図る。

また、大学のガバナンスについては、学長が全学的リーダーシップが取れる体制の整備を図るため、学部長・学科長の選考方法、教授会の役割について明確化する。

3-5 業務執行体制の機能性

＜3-5の視点＞

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

業務の効果的な執行体制としては、学園組織規程、大学事務部業務細則によって定められており、本法人が設置する学校の事務統括・調整を行う法人事務局と大学運営の事務処理を行う大学事務部で構成されている。

法人事務局には、総務課を配置し、大学事務部には、総務経理課、教務課、募集広報課、進路支援学生課、庶務課、情報センター、図書館を置き、必要な人員を適切に配置している。さらに、大学事務部には、教員の中から任命された図書館長、情報センター長、カウンセリングセンター長、地域連携センター長、国際交流センター長が、学長の指示のもとで、その業務を総括している。

平成 26（2014）年 5 月 1 日現在の配置人員（大学事務部）は、専任職員 23 人（法人事務局兼務者 3 人含む。）、嘱託職員 1 人、臨時職員 5 人を適材適所に配置し、2 学部 2 学科の学生支援と教育研究支援業務を行っており、事務の効率化と教職員の適正な配置を行っている。

平成 24（2012）年 4 月に事務組織の相互の連携を強化するため、進路支援学生課を第 1 事務室に移転し、大学事務部（経理総務課、庶務課は除く。）のワンフロア化を実行し、学生サービスの向上の強化を図った。

事務職員の採用については、現状の職員数を上回らないことを基本とし、定年退職者、中途退職者が出た場合に補充採用することとしている。事務職員の昇任については、その都度、法人事務局長が、職員の業務遂行能力、勤務年数等を考慮し、理事長が決定している。また、異動については、少人数の組織であり、定期的な人事異動は行えないのが実情であるが、事務組織の見直しや退職者が生じた場合に職員の適材適所をよく考慮した上で人事異動を行っている。

【エビデンス集・資料編程】

学校法人聖泉学園組織規程
聖泉大学事務部業務細則
法人・大学事務組織図

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学における業務執行については、組織規程に基づき、適切に管理している。学長、法人事務局長は、理事として理事会に出席し、法人の方針や、決議事項を速やかに、学部等の関係部署に伝達している。また、理事長が主宰する経営会議では、理事長が議長となり、本学の経営課題について審議している。

大学事務部の職員に対しては、法人事務局長を議長とする常会（月 1 回開催）を通して、法人、大学内における重要事項について全事務職員に伝達・周知し、業務執行が機能的に遂行されるよう鋭意努めている。

【エビデンス集・資料編程】

学校法人聖泉学園組織規程

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

大学の事務職員は、教員と協働して積極的に大学改革を進めていく力量が求められ、常に問題意識を持ち続け改善への提案ができる人材育成のための研修が必要であり、日常業務に関連付けた内容を基礎としたSD研修を実施している。本学は、少人数の組織であるため、平成 25（2013）年度より、毎年、夏期休暇期間中を利用して、成安造形大学と合同事務職員研修会（10：00～15：30）を実施している。

職場外研修については、大学コンソーシアム京都主催のSDフォーラム、京滋地区月曜懇談会、滋賀県 10 大学学生担当課長会議、環びわ湖大学・地域コンソーシアムの事業委員会等に積極的に参加させ、事務職員の資質の向上を図っている。

また、毎週月曜日に課長以上により、午前 8 時 15 分から課長会（ミーティング）を行い、直面する課題や 1 週間の主な行事について話し合い、その後の朝礼（事務職員全体）において情報提供や現状の課題の共有化に努めている。

【エビデンス集・資料編程】

聖泉大学・成安造形大学合同事務職員研修会

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

事務職員の資質の向上のため、今後は学外の研修の機会をさらに活用し、積極的・計画的に参加させるようにしていく。

さらに各部署の業務マニュアルの作成し、課ごとの業務分担を明確化することとし。今後、目標管理制度の下で業績評価の導入について検討していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、現状の経営の改善を図るために、日本私立学校振興・共済事業団の指導・助言の下、平成 22（2010）年度から 5 年間の「経営改善計画（平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度）」を作成し、①人間学部の入学生数の充足の維持、②短期大学部の計画的廃止、③看護学部の新設の 3 つの経営方針を立て、看護学部が完成年度を迎える平成 26（2014）年度末には帰属収支差額をプラスに転換できるよう改善に向けて取り組み、財政基盤の早期回復と安定化を目指している。

【エビデンス集・資料編程】

学校法人聖泉学園経営改善計画（平成22年度～平成26年度）

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の財源（収入）の中心となる学生生徒等納付金は、平成 18（2006）年度をピークに減少し、消費支出比率（大学単独 消費支出／帰属収入）も消費支出超過が続いており、安定した財政基盤を確立するためには、学生の確保が最も重要となっている。

平成 22（2010）年度から 5 年間の帰属収支差額比率 30.8%であったが、平成 26（2014）年度には 3.0%とプラスになった。現在、人間学部の入学生数の未充足は最重要課題であるが、収支バランスのとれた安定した財務状況を目指し、無借金状態で財務運営を続けている。

収入面については、学生生徒等納付金以外の収入の増額に努めているが、補助金収入については、平成 24（2012）年度に「産業界のニーズに対応した教育改善・充実整備事業」に採択され、3 年間の事業として補助金を獲得している。さらに、科学研究費補助金については、研究活動の活性化に結び付くことから、毎年、積極的な応募を奨励し、獲得に努めている。平成 27（2015）年度は 17 件申請し、3 件採択された。

支出面については、経費の節減を継続的に実施するとともに、適正な予算編成と厳格な予算執行を進める。

財政比率でみると、平成 23（2011）年度に開設した看護学部の教育採用により、人件費率が 74.5%と大幅に増加した。その後、右肩下がりになっており、平成 26（2014）年度には 57.4%と、平成 26（2014）年度には 57.4%となっている。次いで教育研究経費が大きな割合を占めているが、本学の教育研究経費比率（教育研究経費／帰属収入）は、奨学金の見直しにより、平成 22（2010）年度 44.3%であったが、平成 26（2014）年度 28.7%と 5 年間連続して減少している。

一方、消費支出比率（消費支出／帰属収入）は、平成 22（2010）年度 130.8%で、平成 26（2014）年度には 96.1%となり、支出超過となったが、学生募集活動を工夫・改善す

ることにより、入学定員の充足を目指し、それによって収支バランスを改善させる。

【エビデンス集・資料編程】

消費（事業活動）収支計算書〔平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度〕

財務比率表〔平成22（2010）年度～平成26（2014）年度〕

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画の進捗状況を常に点検・検証し、安定した財務状況を確保し続けるために、今より一層の努力をすることにより、入学志願者を増やす必要があり、学生の確保を最大の重要課題として取り組んでいく。

また、建学の精神や特色を生かした教学改革等に取り組んでいる大学に支援する私立大学等経常費補助金の獲得に積極的に申請していく。

さらに、平成27（2015）年度に創立30周年を迎える契機として、企業、卒業生、保護者及び教職員等を対象に寄附金募集を検討する。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準、学校法人聖泉学園経理規程、学校法人聖泉学園経理規程施行細則、学校法人聖泉学園旅費規程等に準拠して適正に行われている。回議書（事前伺）により、決裁を受け、契約及び発注を行っている。金銭の支出及び収入を伴う書類や伝票は、所定の決裁手順の中で、総務経理課において厳重なチェック体制を実施している。

本学は、予算単位（予算要望部署）ごとの予算書による執行を徹底しており、予算未計上の案件については、原則認めないこととしている。やむを得ない計画が生じた場合は、予算措置を講じ、必要に応じて法人事務局長の承認を得るシステムになっている、

また、予算計上されていない計画が生じた場合は、予算措置を講じ、その他変更を必要とする場合は、補正予算を編成している。

【エビデンス集・資料編程】

学校法人聖泉学園経理規程

学校法人聖泉学園経理規程施行細則

学校法人聖泉学園旅費規程

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人では、公認会計士による財務監査は、契約監査法人によって、学校法人会計基準に準拠して、毎年2ヶ月に1度の頻度で定期的に実施され、経理内容は常に精査されている。決算時は本監査までに数回にわたり事前のチェックが行われ、年度（4月～翌3月まで）の計算書類、すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、消費収支計算書および貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を含む)について監査が行われる。

また、本法人の監事2名は、それぞれ財務・経理の豊富な経験を持った者が選任されており、年間を通して本法人の理事会および評議員会に出席し、学校法人の業務の執行状況および財務経理の状況・課題について、理事長等に積極的に意見が述べられている。

決算時には、法人事務局によって特定日が設けられ、公認会計士と監事が連携して合同監査を実施している。これら監査法人の監査報告書および監事の監査報告書は理事会に提出され、決算案を審議する際には、必ず監事によって今後の課題を含めた報告がなされている。なお、決算時の評議員会においては、理事会が承認した決算について、詳しい報告がなされた後に、それぞれの評議員が所見や理事会への要望について意見を述べている。

以上、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されていると判断している。

【エビデンス集・資料編程】

監査報告書（平成23年度～平成26年度）

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

監査法人による監査及び監事による監査については、適切に実施されており、公認会計士と監事の協力体制を今後も継続していく。

また、内部監査に関する規程は、公的研究費に限られており、これ以外の経費にも適用できるよう、内部監査規程を整備していく。

【基準3の自己評価】

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令を遵守し、寄附行為、法人・教学の諸規程に基づいた適切な管理運営を行っている。

理事会の機能と大学の意思決定組織、学長のリーダーシップ等については、理事会において学則や諸規定を制定し、学長が大学を統督して管理運営に当たるなど法人と大学の連携は適切に行われている。

また、大学の意思決定は、学長のリーダーシップの下で、学部の各種委員会からの提案などをくみ上げる仕組みも整っている。

事務組織については、教育研究活動を支援するため、各部署において、業務が効率的に行われるよう必要な事務職員を配置している。事務職員の研修については学内外で行われる研修に積極的に参加させ、資質向上に努めている。

安定した財務状況を確保し続けるために、学生の確保を最大の重要課題として取り組んでいる。

さらに、会計処理については、諸規程に則り適切に実施している。監事による業務監査及び会計監査についても諸規程に則り厳正に実施している。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学学則第2条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。」と定めている。これに基づき、聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程を定め、自己点検・評価を円滑に実施するため、自己点検評価委員会を設置し、日本高等教育評価機構の対象評価項目に沿って、自己点検・評価に関する事項を審議し、自己点検・評価を行っている。

【エビデンス集・資料編程】

聖泉大学学則

聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価については、本学人間学部開設時〔平成15（2003）年4月〕に聖泉大学自己点検・情報公開委員会規程を定め、平成21（2009）年4月に聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程に改正し、これに基づき、学長の下に自己点検・認証評価委員会を設置している。自己点検・認証評価委員会は、学長を委員長として、副学長、学部長、学科長、全学教務・学生委員長、学部選出の委員及び法人事務局長より構成され、①自己点検・評価の基本方針に関する事項、②自己点検・評価の実施に関する事項、③自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関する事項が主な任務である。

なお、エビデンスに基づいた資料収集（評価の根拠となる事実）を行い、より客観的で充実した点検・評価となるような実施体制づくりを進めて実施している。

【エビデンス集・資料編程】

聖泉大学自己点検・評価実施体制図

聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は、教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を積極的に公表している。これまで大学開

設（平成 15(2003)年度）後、平成 17(2005)年度版自己点検・評価報告書にはじまり、平成 19(2007)年度版、平成 22(2010)年度版を発行し、カリキュラムや授業内容を見直し、教育研究環境を整備するなど、その改善に努めてきた。また、平成 22（2010）年度より、日本私立学校振興・共済事業団の協力を得て、経営改善に取り組み、平成 26（2014）年度に至る 5 ケ年間の経営改善計画として評価活動を取りまとめている。

現在、平成 26（2014）年度の自己点検評価活動に取り組んでおり、その結果を自己点検評価書として取りまとめ、平成 27 年 3 月に刊行した。

【エビデンス集・資料編程】

聖泉大学自己点検・評価報告書（平成 17（2005）年度版）

聖泉大学自己点検・評価報告書（平成 19（2007）年度版）

聖泉大学自己評価報告書（平成 22（2010）年度版）

学校法人聖泉学園経営改善計画（平成22年度～平成26年度）

聖泉大学自己評価報告書（平成 26（2014）年度版）

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、今後も本学の使命・目的に応じた自己点検・評価を継続的、周期的に行い、併せて、自己評価報告書を作成・公表することにより、本学の教育研究を着実に改善・向上していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

≪4-2の視点≫

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成22(2010)年度に受審査した日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価の際には、自己点検評価実施体制に基づき、自己点検・評価認証委員会を所掌する部署がデータ編の様式に沿って、データの作成を関係部署に依頼し、データ編を編集し、評価基準執筆者に配るとともに、データ編とは別に教育研究に関わる意思決定は、教育研究評議会、教授会、学部各種委員会、図書館、センターの委員会の議事録が重要な根拠資料となっており、これらの根拠資料を確認しながら、自己評価報告書（本編）を作成した。

第2期大学機関別認証評価にあたり、評価基準及び評価項目に沿って、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に努めている。

【エビデンス集・資料編程】

聖泉大学自己点検評価実施体制図

本学のホームページ（情報公開）<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学は、教育情報を毎年、Web上で公開している。この中に、収容定員、在籍者数、入学者数、卒業者数、就職者数、教員数等の基本データが含まれ、教育研究の目的、教育研究組織、教育課程、シラバス、教育研究環境などを公開している。

本学は大学事務部が中心となって、入学者数、在籍者数、就職者数、教員数等の基礎データを収集し、共有化に努めている。教育研究評議会において、毎年5月と10月に在籍者・退学者・除籍者数が報告される。

教員の教育研究業績は、毎年、Web上で教育情報「教員の紹介」として公開している。

さらに、本自己点検・評価報告書において、データ編として様式に沿って取りまとめている。

【エビデンス集・資料編程】

聖泉大学在籍者退学・除籍者追跡状況表

本学のホームページ（情報公開）<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価報告書は、平成 17（2005）年度より、教育情報に掲載し、ホームページ上で公表されている。

【エビデンス集・資料編程】

本学のホームページ（情報公開）<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動において、今後ともエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に努めていく。自己点検・評価において、本学の現状と課題を把握していくには十分なデータ収集と分析を行い、改善に活かしていく。そのためには、IR機能の構築を検討し、社会への説明責任を果たしていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

日本私立学校振興・共済事業団の協力により平成 22（2010）年度から 5 ケ年間の経営改善計画に取り組み、本学の自己点検・評価活動は、自己点検・認証評価委員会において

自己点検・評価の方針・計画を策定し、点検評価活動を実施している。

法人による経営改善計画では、「現状」「問題点と原因」「対応策」を定め、PDCAサイクル化を行い、管理計画表に基づき、1年毎の点検・評価を実施し、経営改善に努めている。

大学においては、教学の最高意思決定機関である教育研究評議会の議長として、学長のリーダーシップを発揮して、基本方針を立てている。その方針に基づき、各種委員会が実現に向け具体策を審議・検討している。

以上のように、本学においては、学長のリーダーシップによる計画（PLAN）、各種委員会で具体化（DO）、実施した後の評価（CHECK）、改善策（ACTION）が組織として機能している。今後、さらに自主的・自律的に自己点検・評価につながるようPDCAサイクルを確立する。

【エビデンス集・資料編程】

本学のホームページ（情報公開）<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動において、PDCAサイクルによる評価を実施し、教育研究活動の充実のため自主的・自律的な自己点検・評価活動を大学全体で取り組みこととし、その成果は積極的に公表していく。

【基準4の自己評価】

自主的・自律的な自己点検・評価活動のための評価体制を整備し、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に努め手いる。また、現状と課題を把握するため、十分なデータ収集と分析を行っている。

さらに、PDCAサイクルによる評価を実施し、経営と教育研究活動の改善に取り組んでいる。

これらのことから、本基準を満たしていると判断している。